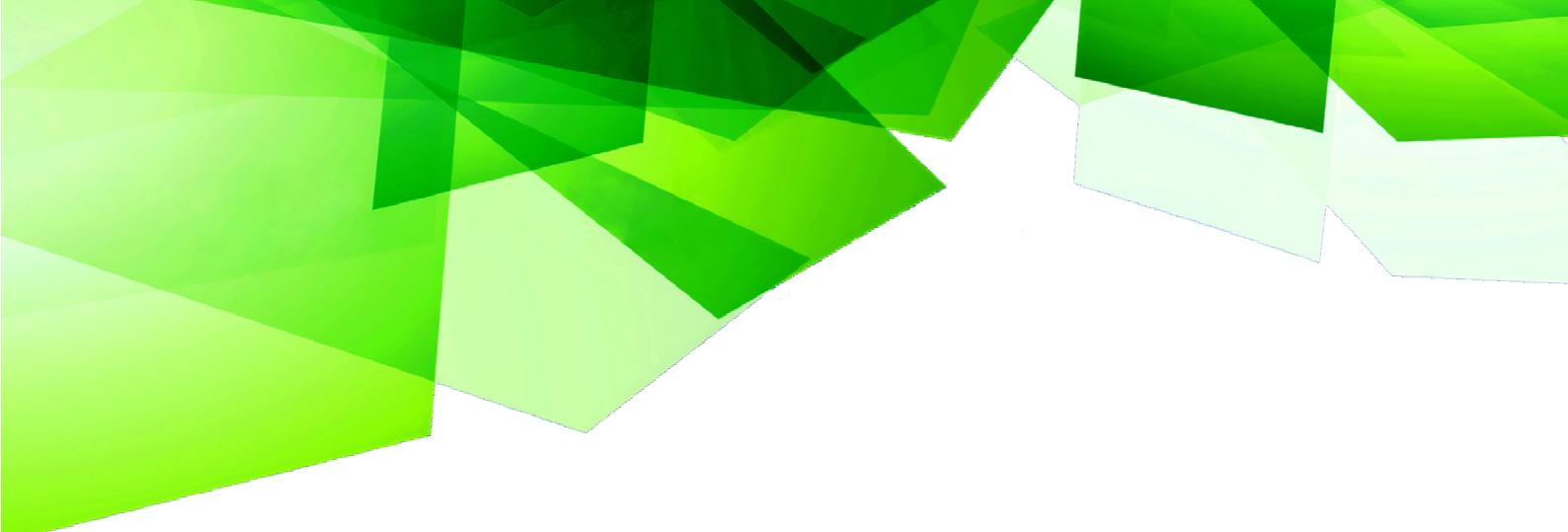




第3次国分寺市男女平等推進行動計画

第3次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

第2次国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

国分寺市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画

令和7年3月

国分寺市



目次

I 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 国分寺市のこれまでの取組.....	5
4 国分寺市の現状.....	9
5 国分寺市の男女平等に係る課題の整理.....	35
II 計画の基本的な考え方.....	38
1 計画の概要.....	38
2 計画の推進.....	40
3 計画の基本理念・目標.....	41
III 施策の展開.....	46
目標1 だれもが働きやすい環境づくり.....	46
目標2 女性の活躍の場の拡大.....	48
目標3 男女平等意識の浸透.....	50
目標4 男女平等推進拠点の発展.....	52
目標5 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶.....	53
成果目標.....	57
IV 資料.....	58
1 用語解説.....	58
2 関係法令.....	61
3 国分寺市男女平等推進委員会委員名簿.....	62
4 国分寺市男女平等推進協議会・専門委員会委員名簿.....	63
5 第3次国分寺市男女平等推進行動計画策定の経過.....	65
6 国際婦人年以降の男女平等推進施策のあゆみ.....	66

1 計画策定の趣旨

国分寺市では平成19年に、性別にかかわらずだれもが、その人の個性や力を発揮して自分の人生の主人公として生きることのできる男女平等社会を目指して、「国分寺市男女平等推進条例」を施行し、市と市民、事業者やその他の機関の責務を明記するとともに計画の実施状況について公表すること等を定めました。その後、平成20年に「国分寺市男女平等推進行動計画」を、平成29年に「第2次国分寺市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等推進に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習や社会制度は依然として根強く残っています。また、性別にかかわらずだれもが家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備等や性別に起因する暴力・人権侵害、日常生活などで抱える問題の複雑化・多様化・複合化等、多くの課題が残っています。

国では、男女平等参画の取組を更に進めるため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を改正するとともに、令和2年12月には「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」や「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援」などを強調した「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

国分寺市では、これまでも「就労における男女平等の推進」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」等、女性の就労に関する支援施策や、子育て・介護を男女が共に担うための意識づくりといった様々な施策を講じてきました。令和7年3月に計画の期限を迎えることから、これまでの施策の方向性を改めて確認し、取組の強化を行うこととしました。

このような状況を踏まえ、これまでの計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、「第3次国分寺市男女平等推進行動計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1)社会の変化

少子高齢化が進む中で、家族のあり方に対する考え方の変化や、未婚化・晩婚化、高齢者人口の増加などにより単身世帯やひとり親世帯が増加しています。また、出産や子育て、介護等により離職や非正規雇用を選択せざるを得ない女性に向けて、就労支援や子育て・介護サービスの支援等に取り組んでいるものの、貧困化をはじめとする生活上困難に苦しむ家庭は増えています。

令和2年より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止に伴い、テレワークや在宅勤務等の柔軟で多様な働き方が広まりました。一方で、感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、非正規雇用労働者を中心に、女性の就労率が高いサービス業等における雇用状況の悪化、生活不安やストレスに加え、「ステイホーム」の長期化により、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者の増加等、女性をめぐる様々な課題が顕在化しました。これを受け、令和6年4月に新たな女性支援の強化が喫緊の課題であるとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行されました。

また、国際的な原材料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加による物価上昇が、家計を圧迫しており、困難に苦しむ家庭は更に増えてくるものと思われます。

(2)国の動き

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。以降5年ごとに改定が行われ、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第5次計画では「『男女』にとどまらず、年齢も国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」と掲げており、多様性の視点が強調されました。

また、令和元年5月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正では、「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務付けられる対象が、これまでの労働者301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。

政治分野では、令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が一部改正され、政党は候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等への対策に自主的に取り組むよう努めるものとされました。国及び地方公共団体は、立候補や議員活動等をしやすい環境の整備や、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応といった施策の強化を

図るものとしています。

配偶者からの暴力に関しては、令和5年6月に刑法が改正され、「強制性交等罪」が「不同意性交等罪」に、「強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」となり、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態における性交等は犯罪であることが明記されました。また、「13歳未満の子どもに加え、13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合」にも処罰対象となりました。更に、「公訴時効期間の延長」、「わいせつ目的での16歳未満の子どもに対する面会要求等の罪」が新設されました。加えて、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

更に、今まで困難を抱える女性への支援を「売春防止法」を根拠法として対応していましたが、女性をめぐる課題が複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であることから、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し福祉の更なる推進を図るため、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立しました。

セクシュアル・マイノリティに関連して、令和5年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT法)」が公布されました。

(3)東京都の動き

東京都では、平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定され、それに基づき、「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」ことを基本理念とした「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が令和元年12月に策定され、令和5年3月には、第2期計画が定められました。

また、「男女平等参画推進に向け、企業の実践を加速させるとともに、家庭・職場等あらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を3つの柱として、令和4年3月に「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

更に、多様な性や性的マイノリティに関する正しい理解の啓発とともに、生活上の困難等の軽減など性的マイノリティ当事者が暮らしやすい環境づくりを進めるとして、令和4年6月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正として「東京都パートナーシップ宣誓制度」が創設されました。

そして、令和6年3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する

東京都基本計画」が策定されました。この計画には生活困窮や性暴力・性犯罪被害等の困難な問題を抱える女性とともに、同伴児童や若年女性にも注視した取組を推進しています。

(4) 国際社会の動き

国際社会においては、昭和50年(1975年)の「国際婦人年」以降、「世界女性会議」が5年～10年ごとに開催され、男女差別の解消に向けた取組が継続的に展開されています。

昭和54年(1979年)には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。女子差別撤廃条約では、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対して政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。日本は昭和60年(1985年)に批准しました。

平成7年(1995年)の「第4回世界女性会議」では、女性のエンパワーメント(力をつけること)をうたった「北京宣言」と男女差別の解消に向けた「行動綱領」が採択されたことに続き、平成17年(2005年)には、「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」(第58回より「国連婦人の地位委員会」から「国連女性の地位委員会」に名称変更。)が開催され、先の「北京宣言及び行動綱領」などの実施状況の評価・見直しを行うとともに、女性の地位に関する10項目の決議が採択されました。

平成22年(2010年)に開催された「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」においては、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7項目の決議が採択され、平成27年(2015年)3月に開催された「第59回国連女性の地位委員会(北京+20)」においては、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。

国連では、平成23年(2011年)に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women²)」が発足し、女性のリーダーシップと参画拡大、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

また、平成27(2015年)年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、SDGs(持続可能な開発目標)が設定されました。アジェンダの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。

更に、平成28年(2016年)の第60回国連女性の地位委員会では、「女性のエンパワーメントと持続可能な開発」「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに検討され、規範的、法的、政策的な枠組みの強化、ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントのための資金調達が容易な環境の育成、持続可能な開発のあらゆる分野における意思決定における女性のリーダーシップの強化等の要請が合意されました。

3 国分寺市のこれまでの取組

(1)国分寺市の取組

国分寺市では、平成19年に施行された「国分寺市男女平等推進条例」に基づき男女平等の実現に向け様々な施策を実施してきました。

平成20年度には、「第2次国分寺市女性行動計画」をはじめとするそれまでの取組を発展的に引き継ぎ、男女平等推進条例に基づく最初の計画となる「国分寺市男女平等推進行動計画」を策定しました。この計画は平成24年度に中間見直しを行い、更に「子どもにとっての男女平等」、「性犯罪被害者の支援」、「高齢者の虐待防止」、「男女平等の視点を取り入れた都市計画・防災対策の推進」の4つの施策等を追加しました。

平成29年度には、社会の様々な変化を考慮し、「第2次国分寺市男女平等推進行動計画」を策定しました。第2次計画では、「女性活躍の場の拡大」や「男女平等に関する広報・啓発活動」などの視点を強化するとともに、セクシュアル・マイノリティを理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であることなどと、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合についても、計画全般において配慮することとしました。令和2年度には第2次計画の施策事業を見直し、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を評価してきました。

また、令和3年12月10日の世界人権デーにあわせ、国分寺市男女平等推進条例の基本理念に基づき、「互いの立場を認め合う」「互いの意見を認め合う」「互いに助け合う」の3つを軸とした「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定し、すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現を目指し、全庁的に取組を進めてきました。

「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」

すべての人はかけがえのない存在であり、すべての人の尊厳は守られるべきです。

しかし、今もなお世界では尊厳が損なわれる事実がおきています。

いかなる理由による差別も受けることなく、すべての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現のため、「国分寺市すべての人を大切にするまち」を宣言します。

1 互いの立場を認め合う国分寺市

1 互いの意見を認め合う国分寺市

1 互いに助け合う国分寺

(2)第2次計画の取組状況

国分寺市では、第2次計画の初年度に当たる平成29年度から毎年、計画の進捗状況評価報告書を作成し、計画の進捗状況を評価してきました。第3次計画の策定にあたり、第2次計画の取組をあらためて見直しました。

① 第2次計画の取組

課題1 男性中心型労働慣行の見直し

東京都等の関係機関とともにワーク・ライフ・バランスや男女雇用平等に関するセミナーを共催したほか、市報やホームページを活用した情報提供を行いました。また、庁内における男性職員の育児休業取得促進、全庁的な超過勤務削減、家族介護者交流会等を通じた介護者の孤立を防ぐ取組なども行い、家事・育児・介護に関する性別に基づくアンコンシャス・バイアスの改善を図りました。

課題2 女性の活躍の場の拡大

女性職員向けキャリアビジョン研修を継続して実施し、女性職員のロールモデル創出に取り組みました。地域活動においては、防災会議委員や市民防災推進委員における女性割合を高めるため、委員構成やスケジュールの見直し等を行いました。また、だれもが地域活動等に参画しやすいよう、市民団体の活動支援や、情報の多言語化・交流の場づくり等による外国人支援、ひとり親家庭のサポートも行いました。更に、女性が生涯を通じていきいきと活躍できるよう、女性の健康講座や出産・子育て支援事業等による環境の整備に取り組みました。

課題3 男女平等意識の醸成

市報、ホームページ、SNSを活用し、男女共同参画に関する情報を伝える広報に取り組みました。また、国際記念日等と連動させたイベント開催や図書資料室の特別企画等により市民がジェンダー平等に関する情報を目にする機会を増やすとともに、様々な視点からジェンダー平等を考えるきっかけとなり得る学習機会の提供や、職員の男女平等意識の醸成及び性の多様性に関する理解促進を図るための研修等を実施しました。

課題4 男女平等教育の充実

市立小・中学校では、人権教育とキャリア教育を計画的に実施し、固定的役割分担意識にとらわれない人材育成や、児童・生徒の男女共同参画意識の醸成を図りました。また、教職員に対しては、服務事故防止研修を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進しました。若年層への啓発活動としては、都立高校に男女平等・デートDV防止等のリーフレットや講座チラシの配布等を依頼し、定期的にジェンダー平等に係る情報提供に取り組みました。

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

男女平等推進センターを、男女共同参画を発信するための身近な拠点として周知するとともに、講座を通じての意識啓発や男女平等の理念に基づく相談窓口の運営により、男女共同参画社会の実現に向けた環境整備に取り組みました。また、市立小・中学校では、情報技術を活用した学習環境や情報教育推進委員会の研修を通じて、メディア・リテラシー教育の充実を図りました。市職員に向けては、「男女平等の視点によるガイドライン」を改訂・周知し、人権を尊重した表現での広報に努めました。

課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

ホームページやSNS、リーフレットの配架により相談窓口の周知を行うとともに、メール相談やオンライン相談の開設で、相談しやすい体制の整備を図りました。コロナ禍においては、女性の負担軽減事業として、生理用品を購入できない女性に生理用品を無料配布し、あわせて各種支援や相談事業へつなげる取組を行いました。また、ハラスメント防止研修、いじめ予防教育等を通して、DVやデートDVへの理解促進に努めました。性別に起因する暴力の被害者等を途切れなく支援するため、啓発事業や連携会議により関係機関との連携を強化し、二次被害防止や障害者・高齢者、児童の虐待防止にも取り組みました。

② 成果目標における実績

課題	項目(データ出典)	成果目標 (期限)	令和5年 実績
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	80% (令和6年度)	68.5%
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	20% (令和6年度)	58.8%
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	一人あたり 月6.4時間	一人あたり 月8.7時間
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	5%以下 (令和6年度)	6.3%
2	審議会等委員に占める女性の割合 (人権平和課)	40%以上 (令和6年度)	39.9%
	庁内の女性職員の登用 管理職(課長以上)に占める女性の割合 (国分寺市特定事業主行動計画)	20% (令和6年度)	20.6%
	庁内の女性職員の登用 係長職に占める女性の割合 (国分寺市特定事業主行動計画)	35% (令和6年度)	22.0%
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	30%以上 (令和6年度)	12.1%
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	解消 (令和6年度)	38人
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	80% (令和6年度)	92.4%
5	「男女平等推進センター」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	60% (令和6年度)	24.2%
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として 「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	100% (令和6年度)	平手で打つ 81.9% 足でける 88.9%
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (男女平等に関する市民意識・実態調査)	100% (令和6年度)	67.8%

4 国分寺市の現状

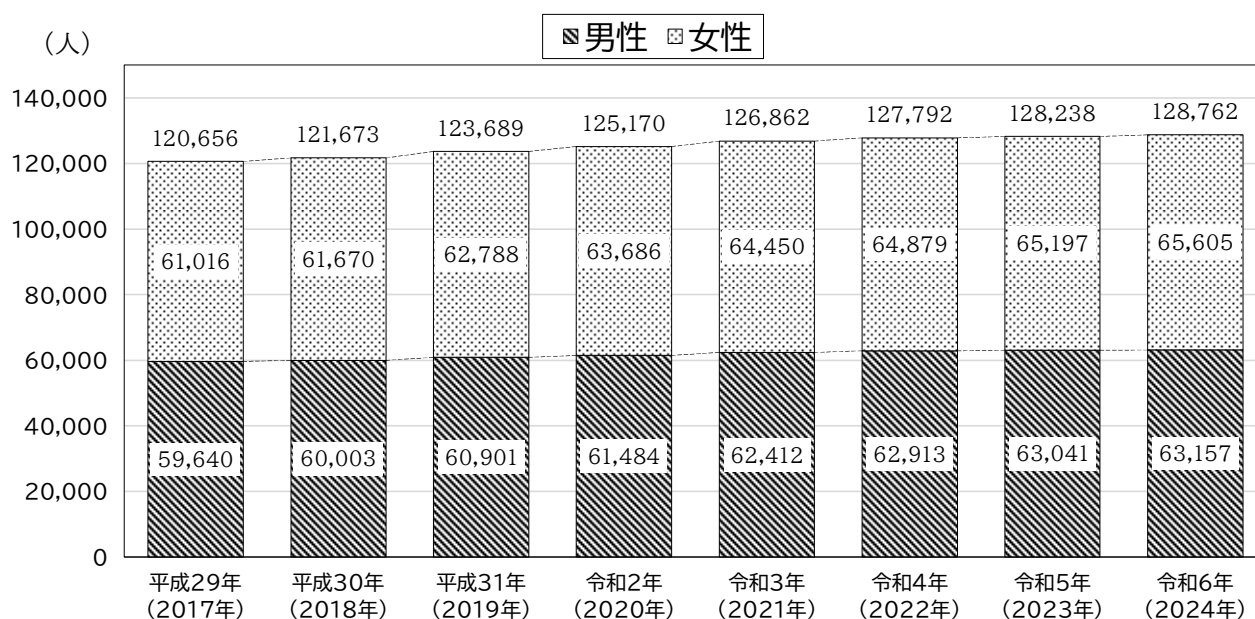
(1)人口等の推移

①人口の推移

市の人口は微増傾向にあり、令和6年1月1日現在、128,762人となっています。

男女別に見ても微増傾向となっており、男性では63,157人、女性では65,605人となっています。

<男女別人口の推移>

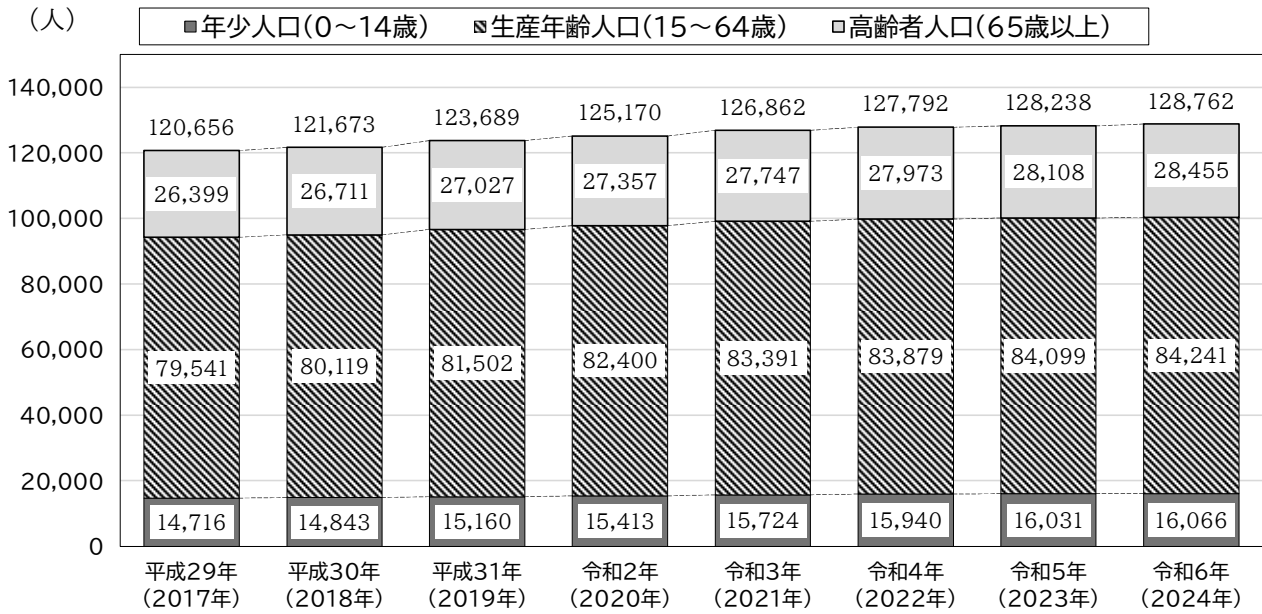


出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」各年1月1日

②年齢3区分別人口の推移

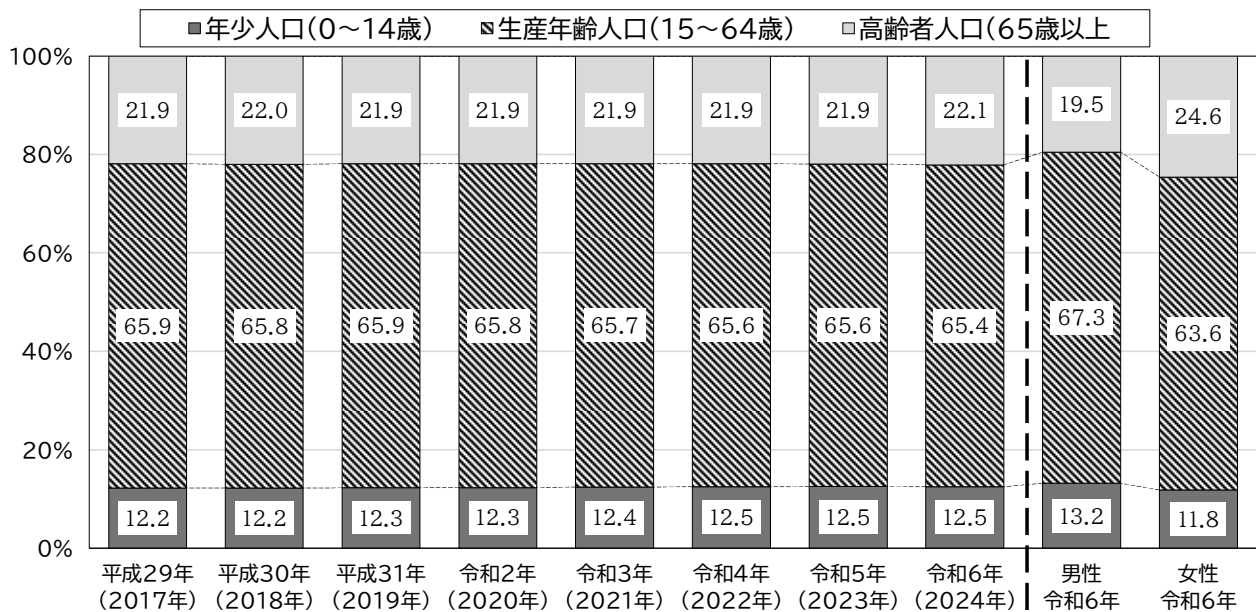
年齢3区分別人口の推移を見ると、平成29年以降、いずれの区分も微増傾向で推移しています。高齢化率は令和6年現在22.1%となっており、男女別に見ると、女性の高齢化率は24.6%と、男性より5.1ポイント高くなっています。

<年齢3区分別の人口の推移>



出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」各年1月1日

<年齢3区分別の人口構成割合の推移>

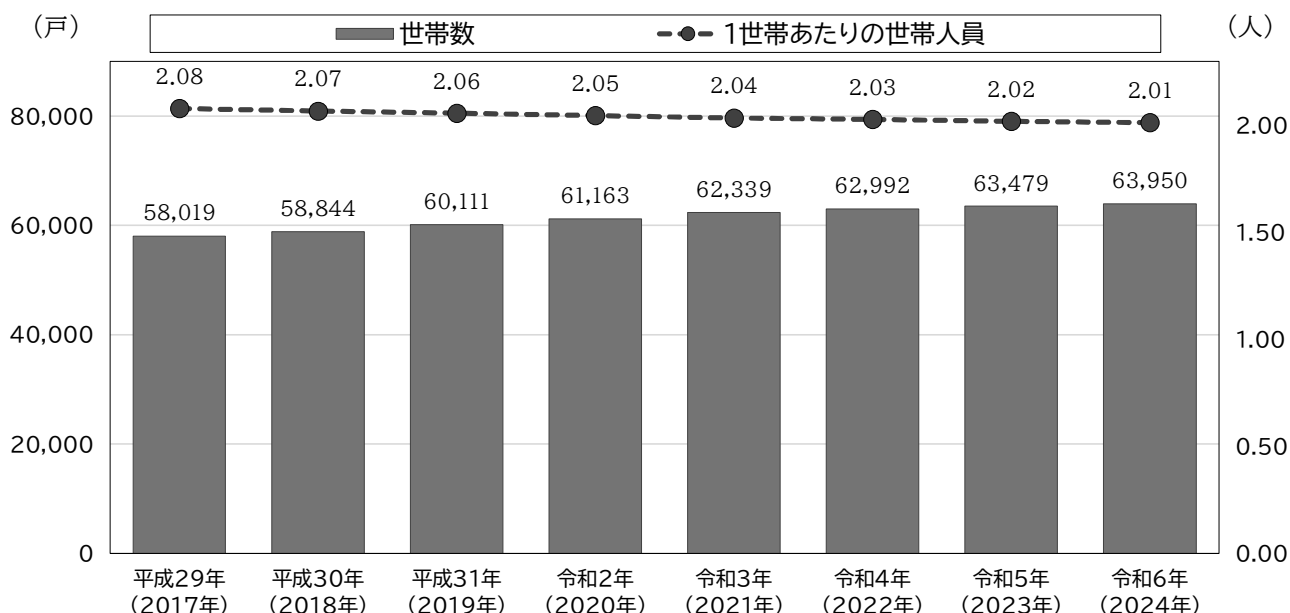


出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」各年1月1日

③世帯の推移(住民基本台帳)

世帯数は増加傾向にあり、令和6年時点で63,950世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は減少傾向にあり、令和6年では2.01人となっています。

<世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移>

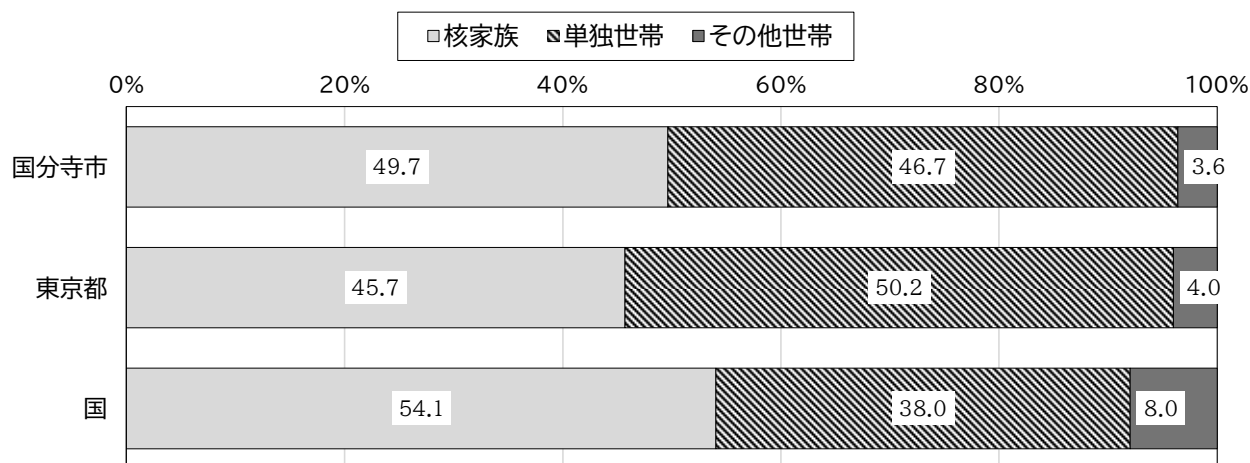


出典：東京都の統計「東京都住民基本台帳人口移動報告」各年1月1日

④家族類型

家族類型を見ると、核家族が約5割、単独世帯も4割半ばを占めています。核家族の割合は東京都よりも高く、単独世帯の割合は国よりも高くなっています。

<世帯の家族類型別割合>



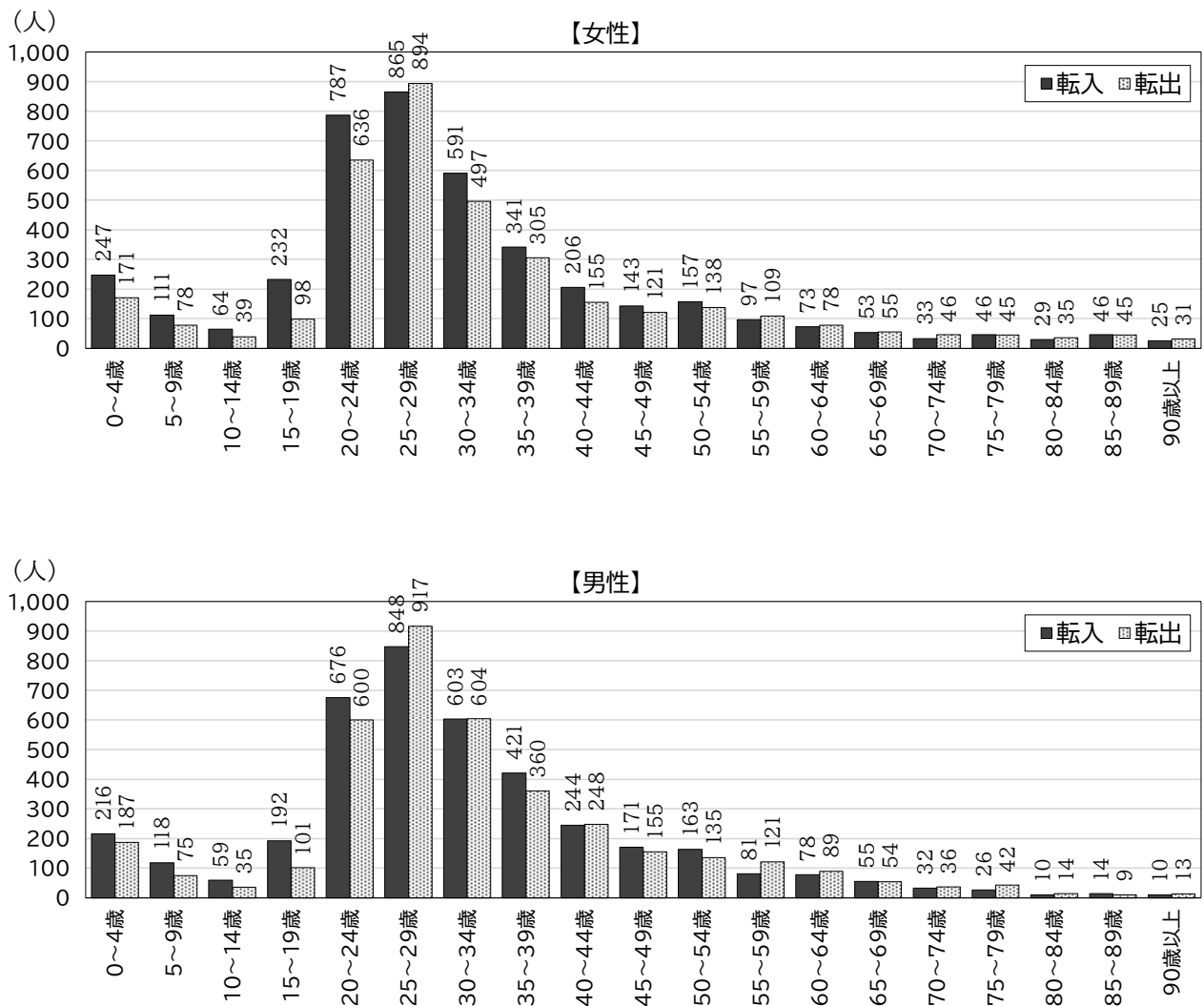
出典：令和2年国勢調査

⑤転入・転出数

令和5年の転入・転出状況を見ると、20代～30代の変動が大きく、中でも男女とも特に25歳～29歳で転入及び転出が多くなっています。

またそのすぐ下の20歳～24歳世代でも転入が多くなっています。

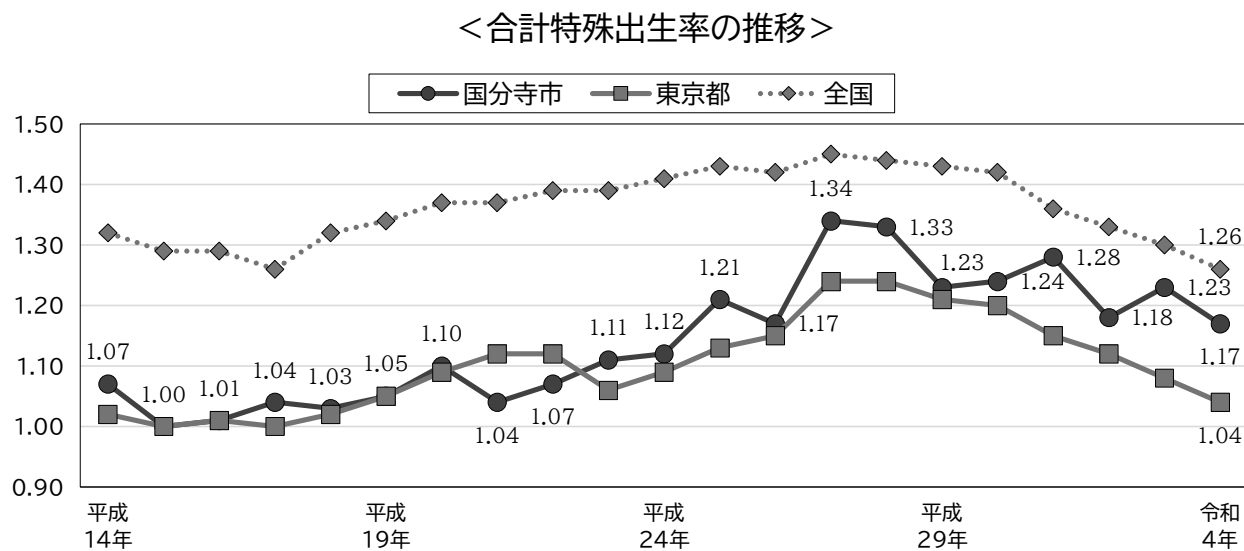
＜男女別・5歳階級別の転入者・転出者数：令和5年＞



出典：住民基本台帳移動報告

⑥合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成27年の1.34をピークに下降傾向にあります。令和4年時点では1.17と東京都の値を上回っています。

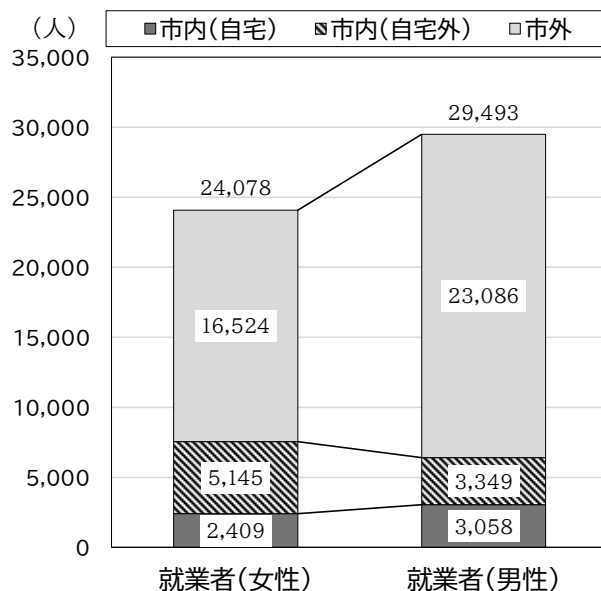


出典：東京都福祉保健局 東京都人口動態統計査

(2)職業に関する現状

①就業の状況

<男女別・就業地による15歳以上の就業者数>

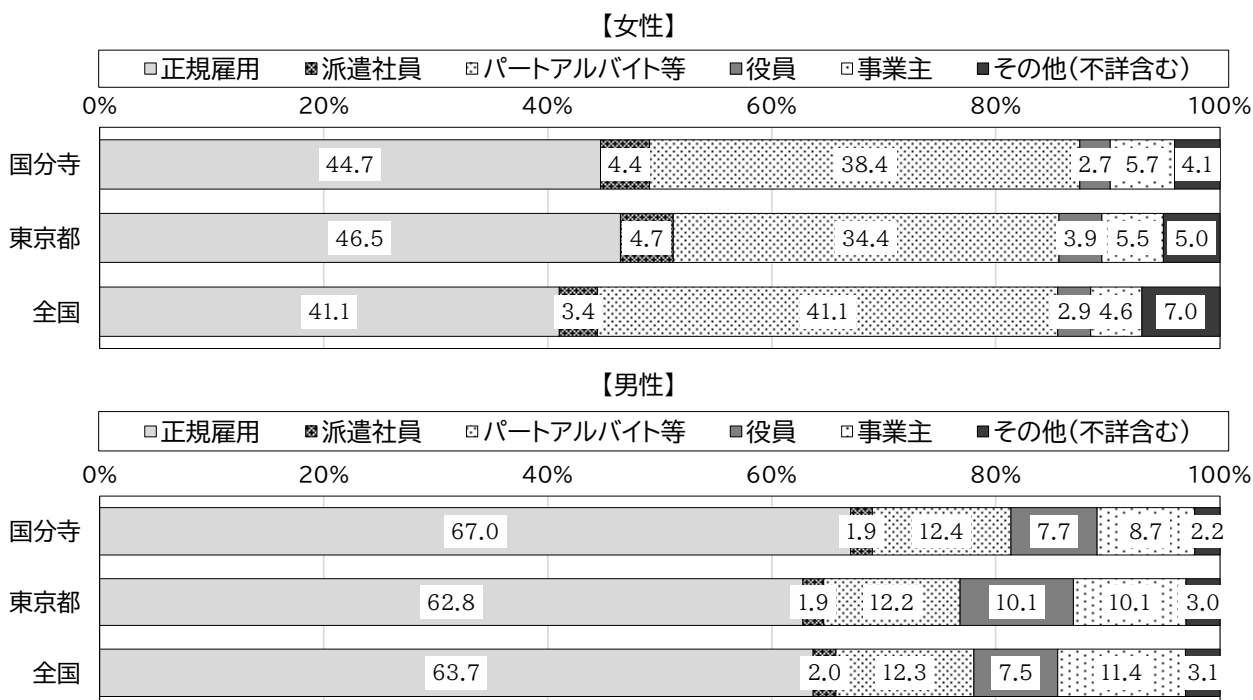


市民の就業状況を見ると、不詳者を除く女性就業者は24,078人、男性就業者は29,493人となっています。

就業地をみると、男女ともに市外で就業している人が多く、女性では約7割、男性では約8割と大半を占めています。なお、市内で就業している市民は女性の方がより多くなっています。

雇用形態をみると、女性では正規雇用が44.7%、パート・アルバイト等が38.4%、事業主が5.7%、派遣社員が4.4%、役員が2.7%、男性では正規雇用が67.0%、パート・アルバイト等が12.4%、事業主が8.7%、派遣社員が1.9%となっています。

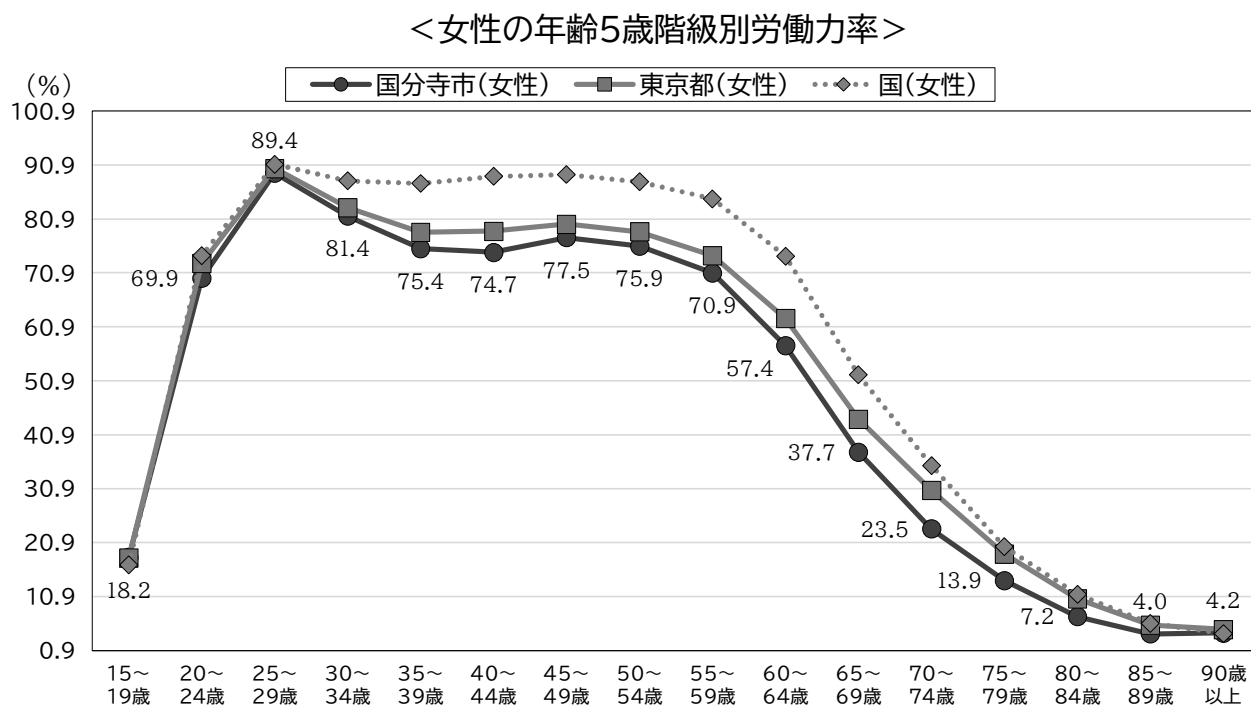
<男女別・雇用形態>



出典：令和4年国勢調査

②女性の年齢5歳階級別労働力率

女性の5歳階級別の労働力率を見ると、35歳～44歳にかけて労働力率が減少する、いわゆるM字カーブとなっています。市の女性の労働力率は東京都(女性)と類似していますが、国(女性)と比べると、M字の谷が深く40代以降の上昇が少ないという特徴が見られます。



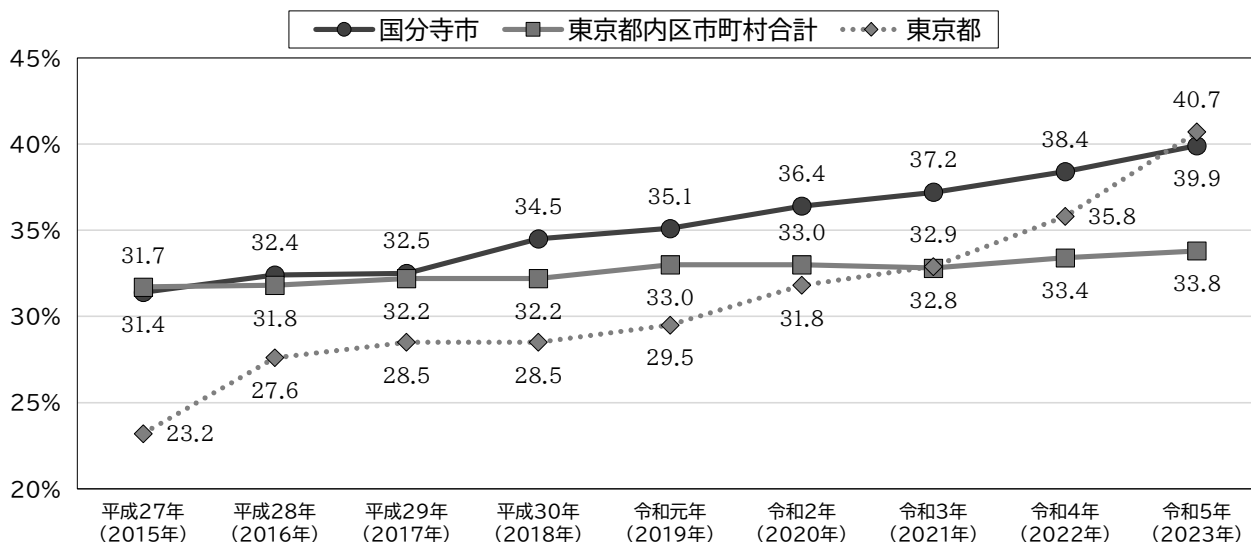
出典：令和4年国勢調査 ※表示している数値は国分寺市

(3) 審議会・議会に関する現状

① 審議会等の委員における女性の割合の動向

審議会等における女性委員の割合は、国分寺市では平成27年以降上昇しており、令和5年では39.9%となっています。

＜審議会等の委員における女性の割合の動向＞

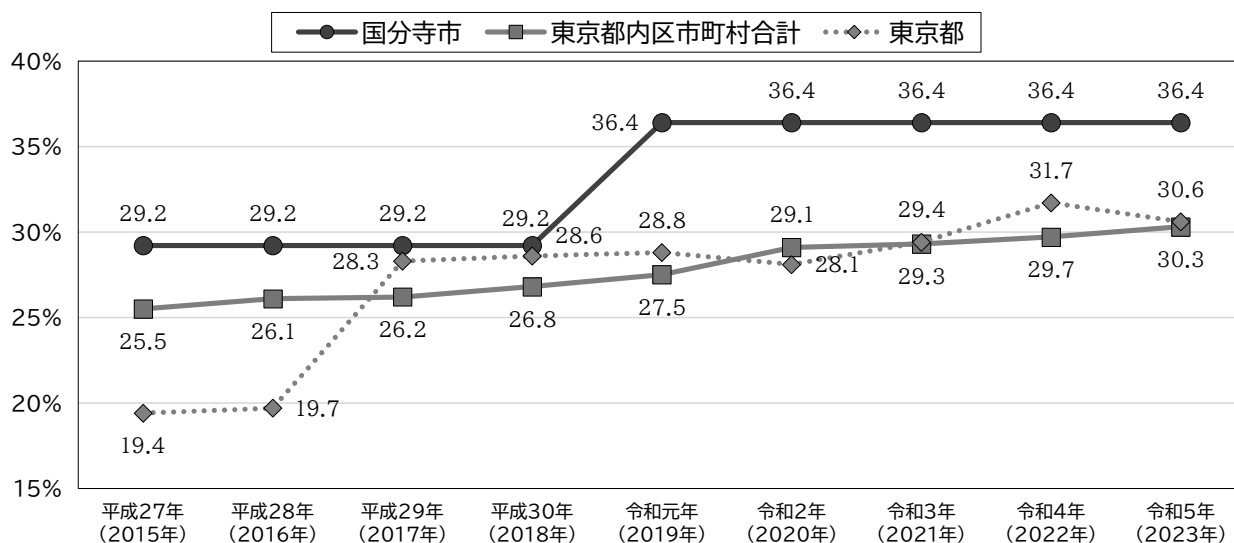


出典: 東京都生活文化スポーツ局 区市町村の男女平等参画推進状況

② 議会における女性議員の割合の動向

議会における女性議員の割合は、令和元年以降36.4%となっています。

＜議会における女性議員の割合の動向＞



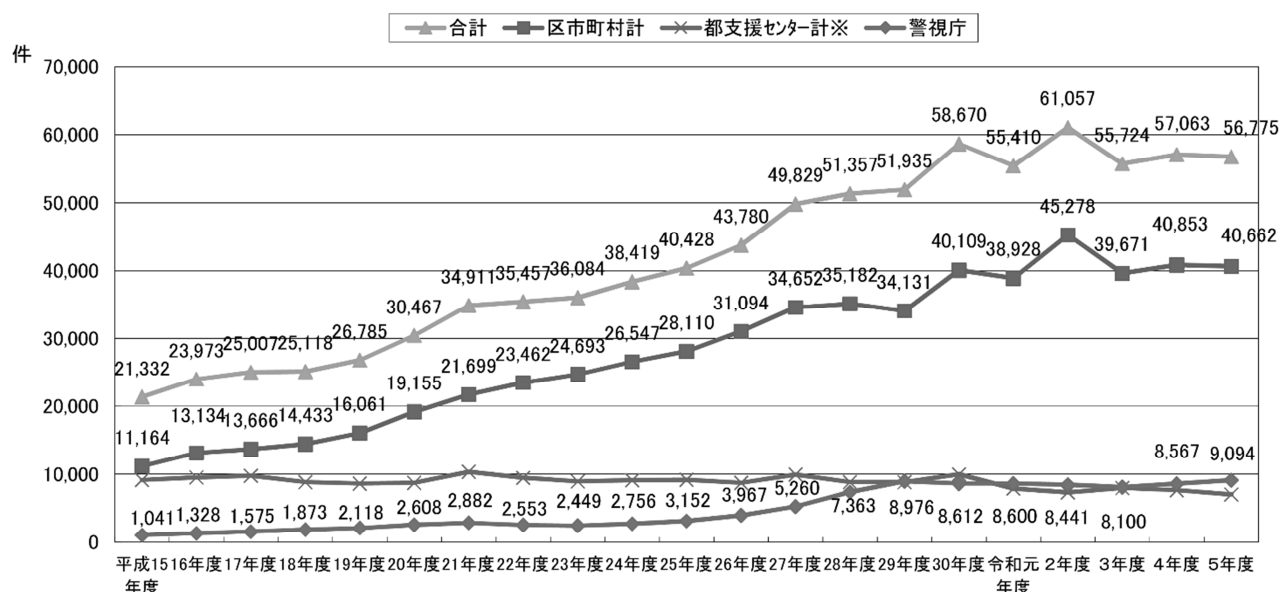
出典: 東京都生活文化スポーツ局 区市町村の男女平等参画推進状況

(4)相談件数の現状

都内各施設で受け付けた配偶者暴力に関する相談件数は、令和5年度では56,775件で、令和4年度から288件減少していますが年々増加傾向となっています。

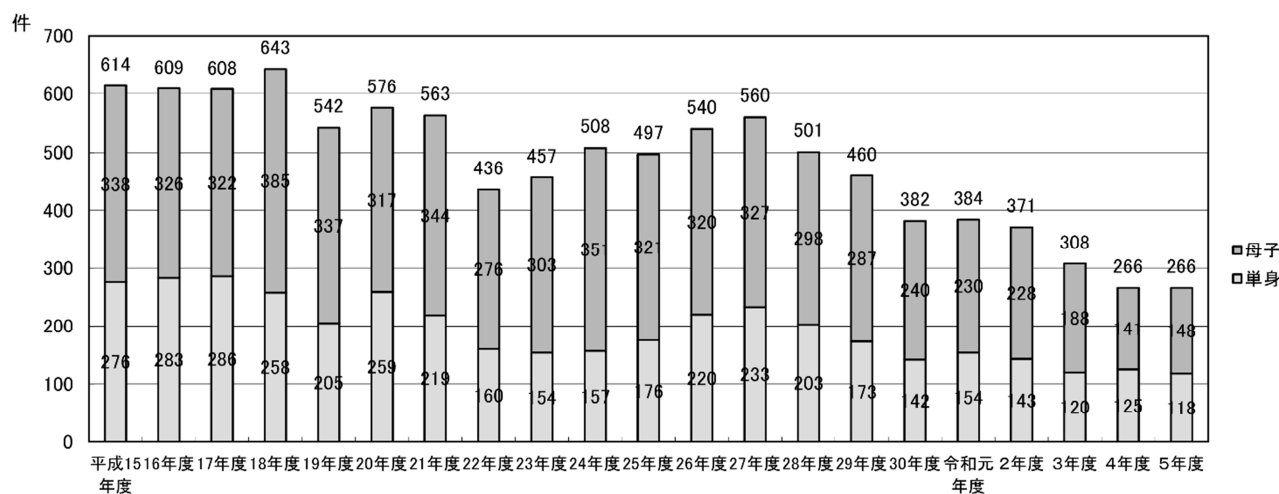
東京都女性相談センターにおける配偶者暴力被害による一時保護件数は減少傾向で、令和5年度では266件で令和4年度と同じ件数となっています。

＜都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移＞



出典：東京都生活文化スポーツ局 令和5年度の都内の配偶者暴力相談の件数とその推移等について

＜都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移＞



出典：東京都生活文化スポーツ局 令和5年度の都内の配偶者暴力相談の件数とその推移等について

(5)男女共同参画に関する市民の意識

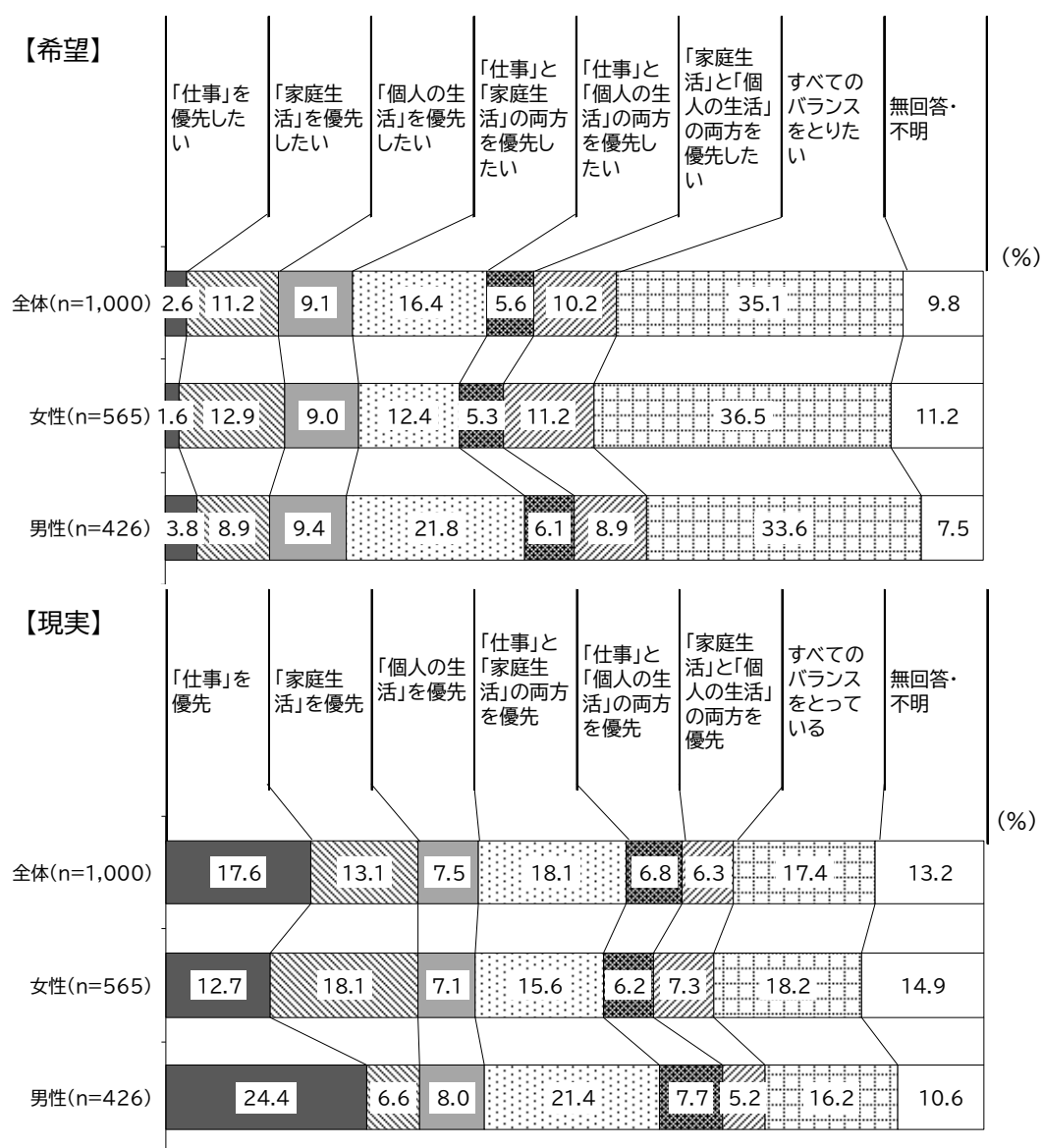
①「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の希望と現実

【希望】では「すべてのバランスをとりたい」が最も高く、男女ともに3割を超えています。

男性では、「すべてのバランスをとりたい」の次に『仕事』と『家庭生活』の両方を優先したいが21.8%と高くなっています。

一方、【現実】では、女性は「すべてのバランスをとっている」が18.2%、『家庭生活』を優先が18.1%、『仕事』と『家庭生活』の両方を優先が15.6%の順で高くなっているのに対し、男性は『仕事』を優先が24.4%、『仕事』と『家庭生活』の両方を優先が21.4%、「すべてのバランスをとっている」が16.2%の順で高くなっており、性別による違いが見られます。

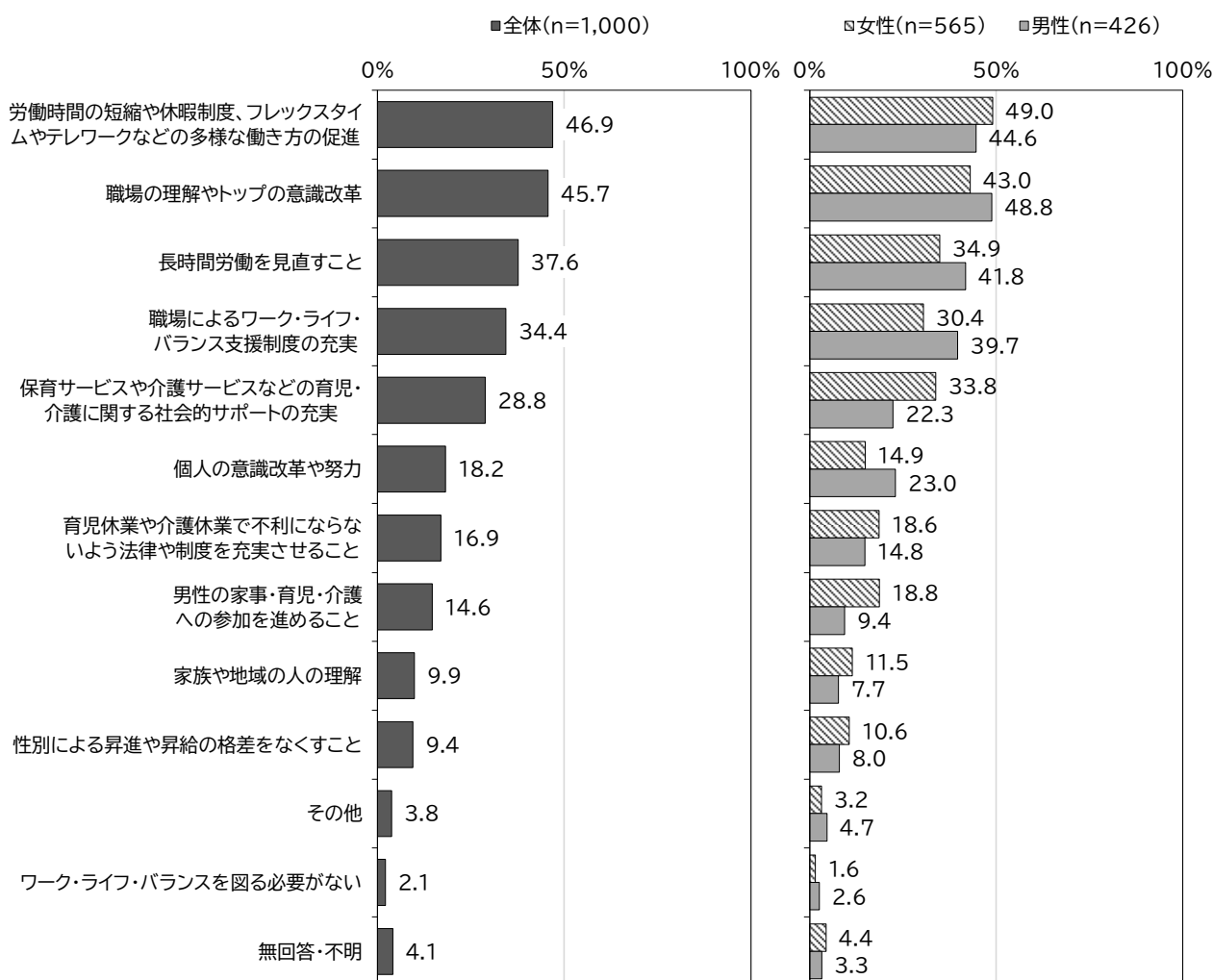
<「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の希望・現実>



②ワーク・ライフ・バランスで重要なこと

ワーク・ライフ・バランスの実現で重要なこととしては、「労働時間の短縮や休暇制度、フレックスタイムやテレワークなどの多様な働き方の促進」が46.9%と最も高く、次いで「職場の理解やトップの意識改革」が45.7%、「長時間労働を見直すこと」が37.6%、「職場によるワーク・ライフ・バランス支援制度の充実」が34.4%となっています。

女性では「労働時間の短縮や休暇制度、フレックスタイムやテレワークなどの多様な働き方の促進」が49.0%と最も高く、男性では「職場の理解やトップの意識改革」が48.8%と最も高くなっています。

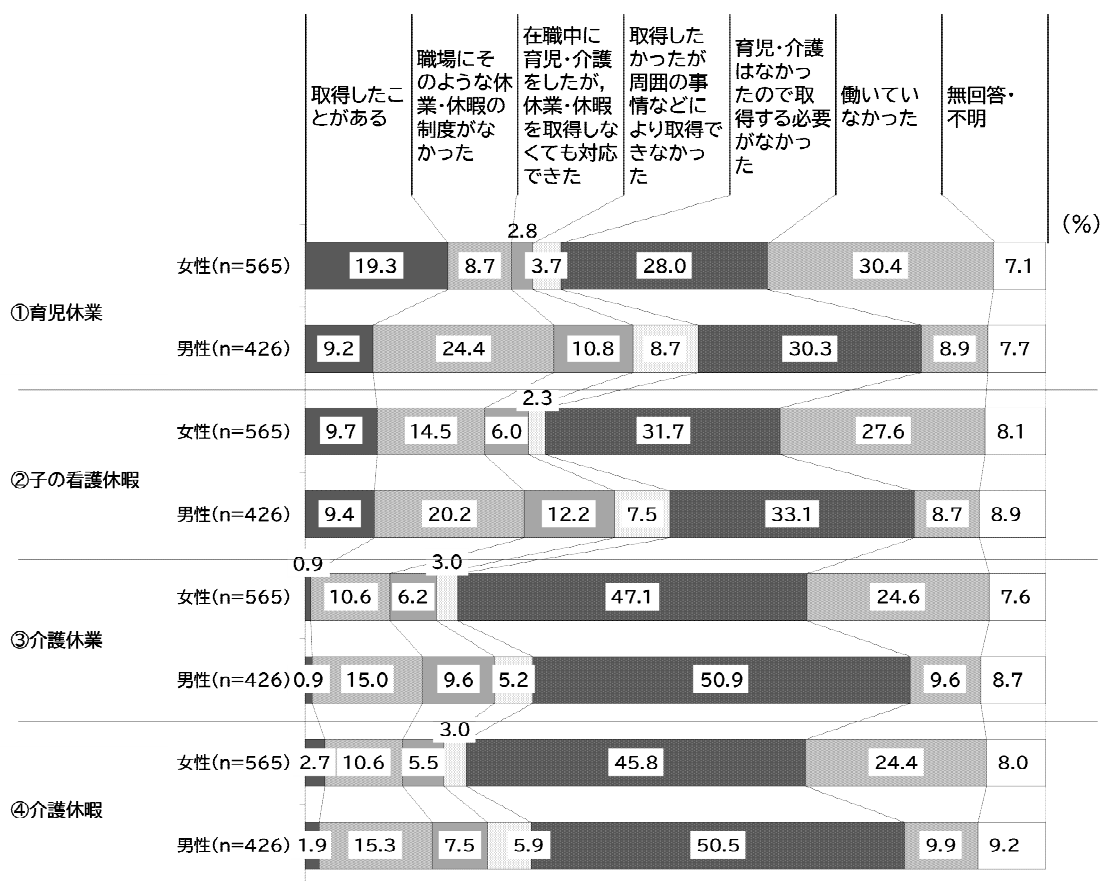


③育児・介護休業(休暇)の取得状況

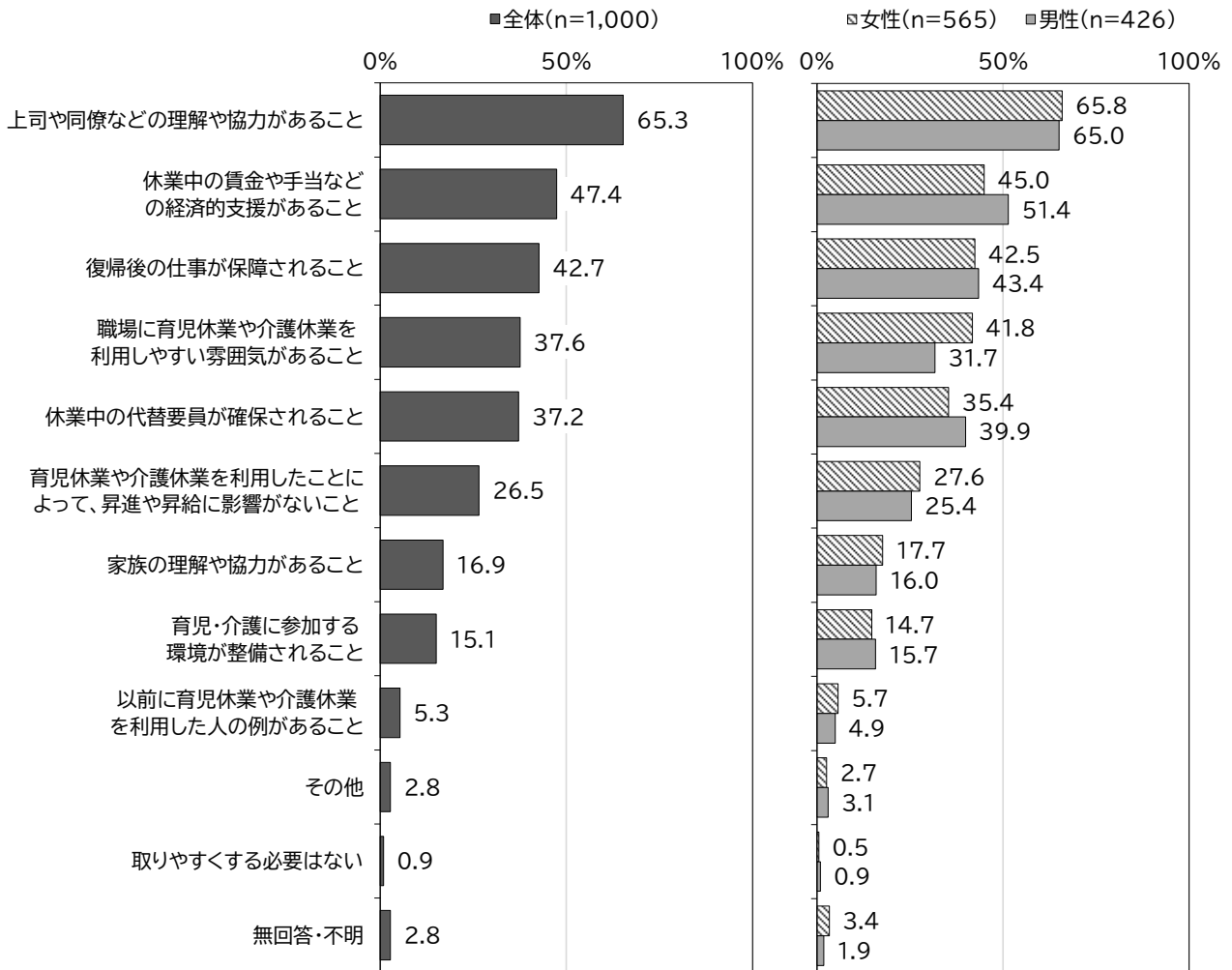
育児・介護休業(休暇)の取得状況は、育児休業が女性では19.3%、男性が9.2%と約10ポイントの差があります。平成27年度のアンケート調査では、女性は11.9%、男性が1.7%となっており、前回よりも増加しています。また、子の看護休暇は男女ともに9%程度となっています。

取得促進に必要なことは、「上司や同僚などの理解や協力があること」が最も高く、次いで「休業中の賃金や手当などの経済的支援があること」、「復帰後の仕事が保障されること」、「職場に育児休業や介護休業を利用しやすい雰囲気があること」、「休業中の代替要員が確保されること」などが挙げられており、育児・介護休業(休暇)取得促進には多様な課題が挙げられています。

<育児・介護休業(休暇)の取得状況>



<育児・介護休業(休暇)取得促進に必要なこと>

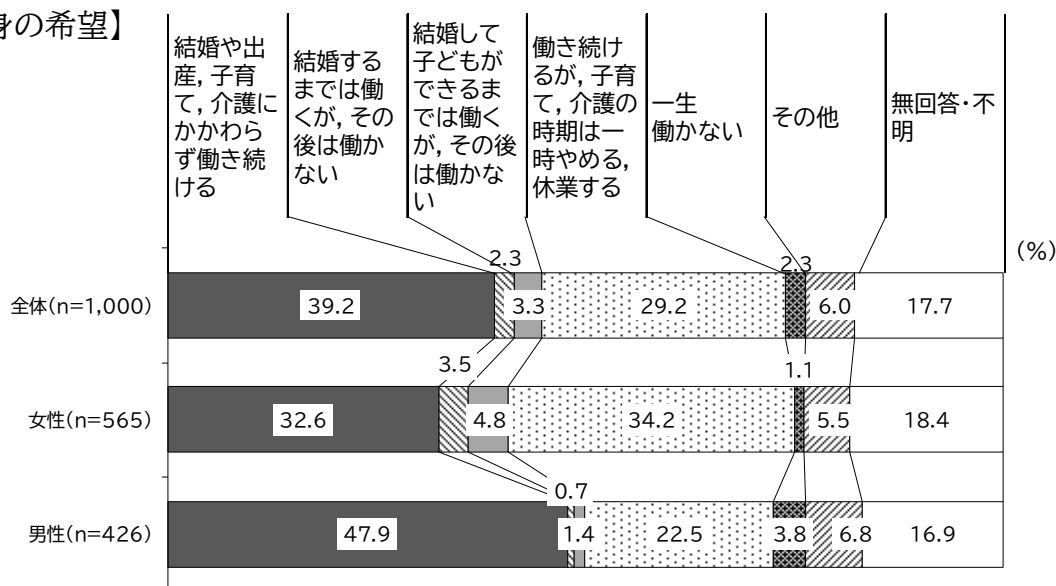


④自身とパートナーの就業についての考え方

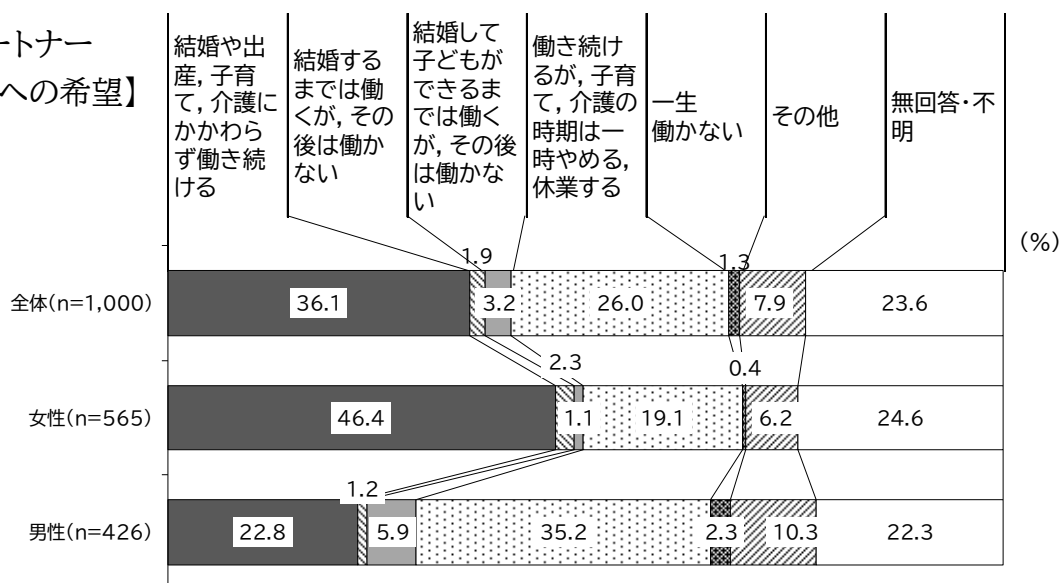
自身の働き方としては、女性では「働き続けるが、子育て、介護の時期は一時やめる、休業する」＜一時中断・再就職＞が最も高く、男性では「結婚や出産、子育て、介護にかかわらず働き続ける」＜就業継続＞が最も高くなっています。

パートナーへの働き方の希望は、女性では、パートナー(男性)に対し「結婚や出産、子育て、介護にかかわらず働き続ける」＜就業継続＞が最も高くなっており、男性では、パートナー(女性)に対し、「働き続けるが、子育て、介護の時期は一時やめる、休業する」＜一時中断・再就職＞が最も高くなっています。

【自身の希望】

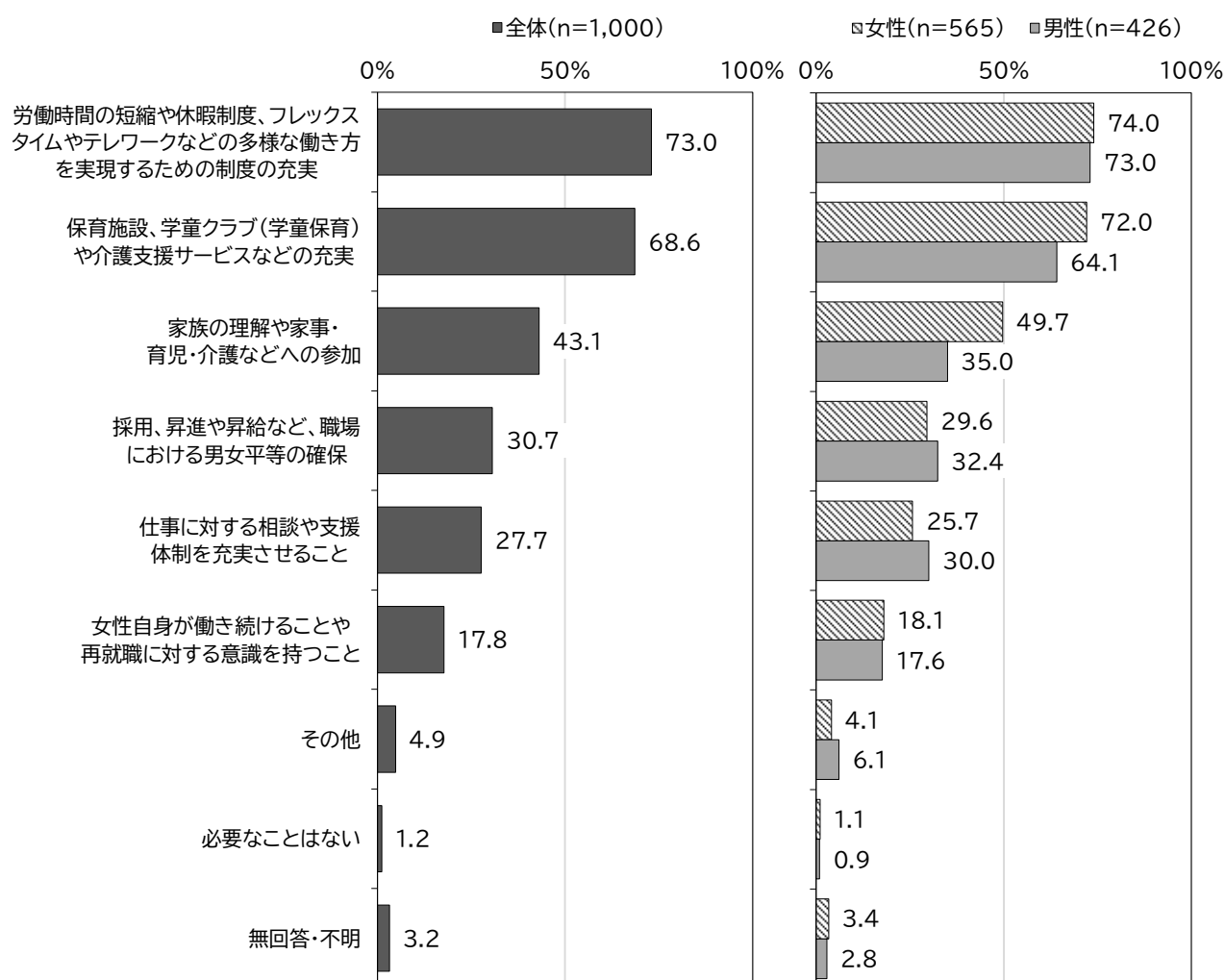


【パートナーへの希望】



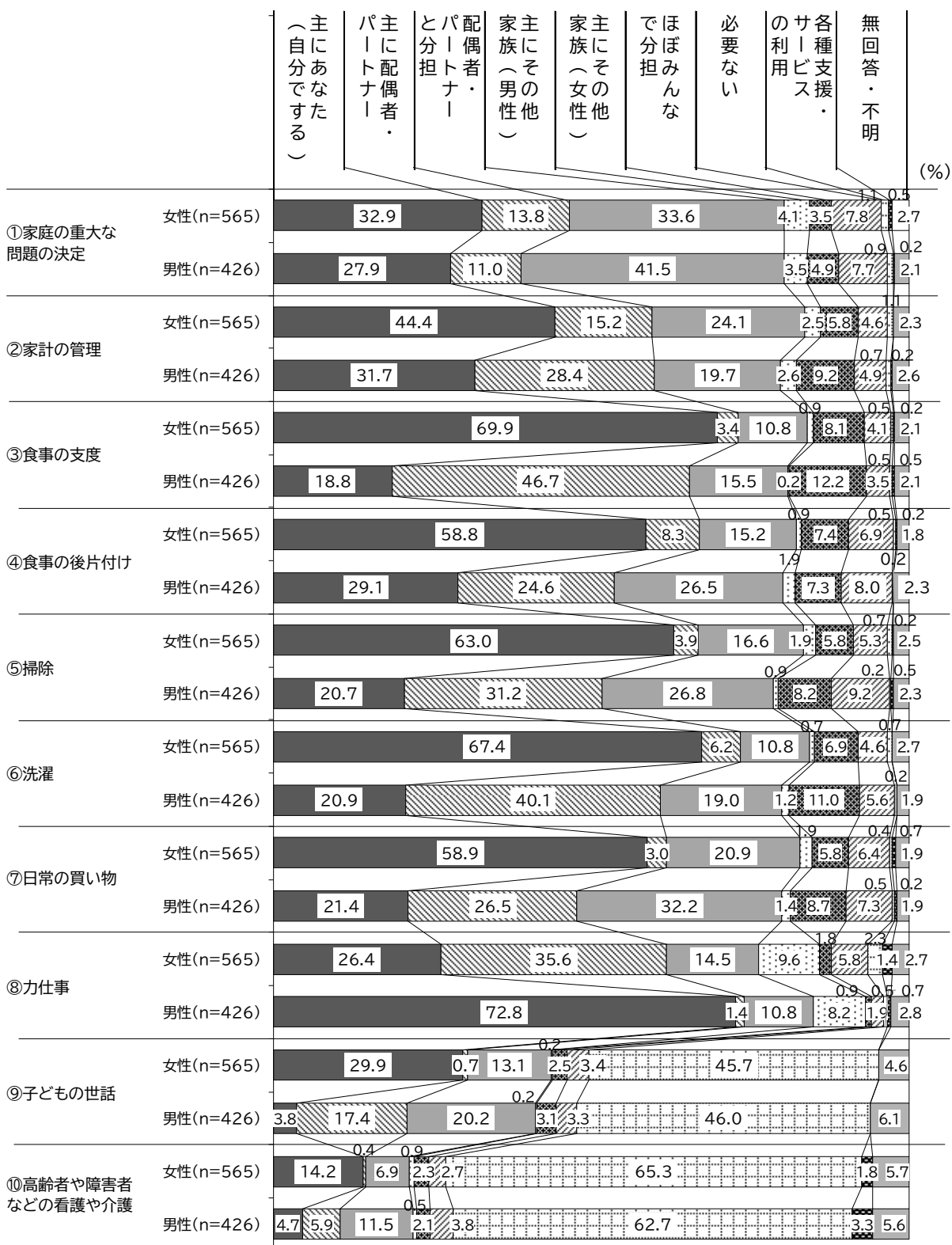
⑤女性が再就職するために必要なこと

女性が結婚・出産後、再就職するために必要なことは、「労働時間の短縮や休暇制度、フレックスタイムやテレワーク等の多様な働き方を実現するための制度の充実」や「保育施設、学童クラブ(学童保育)や介護支援サービスの充実」に続いて、「家族の理解や家事・育児などへの参加」が高くなっています。



⑥家事等の役割分担の現状

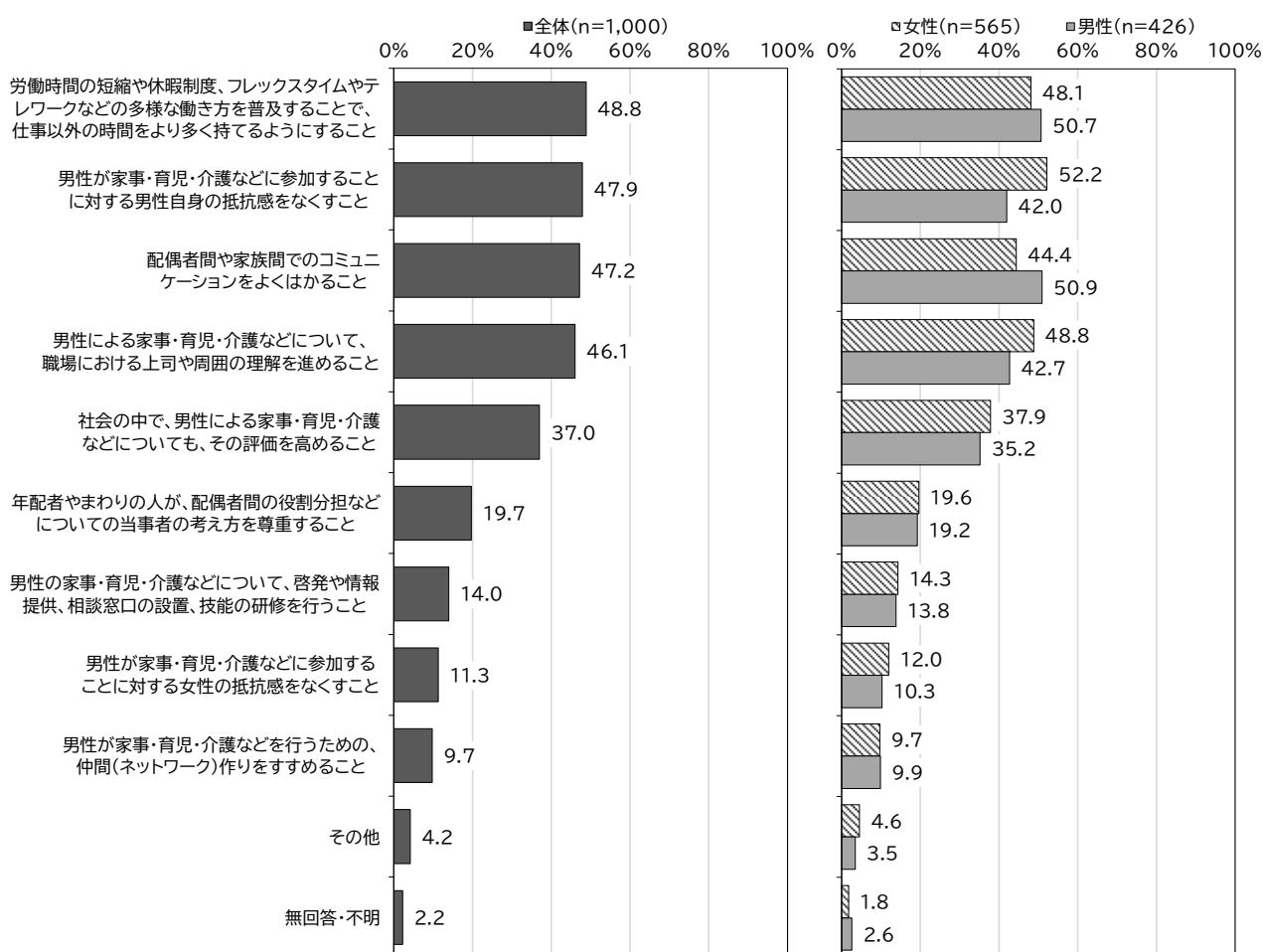
家事等の役割分担の現状としては、「主にあなた(自分でする)」について、男性より女性の方が高くなっているのは10項目中9項目で、特に「③食事の支度」「④食事の後片付け」「⑤掃除」「⑥洗濯」「⑦日常の買い物」「⑨子どもの世話」において男女の差は大きくなっています。一方、「⑧力仕事」は女性より男性の方が大きく上回っています。



⑦男性が家事等に積極的に参加するには

男性が家事等に積極的に参加するには、「労働時間の短縮や休暇制度、フレックスタイムやテレワークなどの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が最も高く、次いで「男性が家事・育児・介護などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」、「配偶者間や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性による家事・育児・介護などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の順となっています。

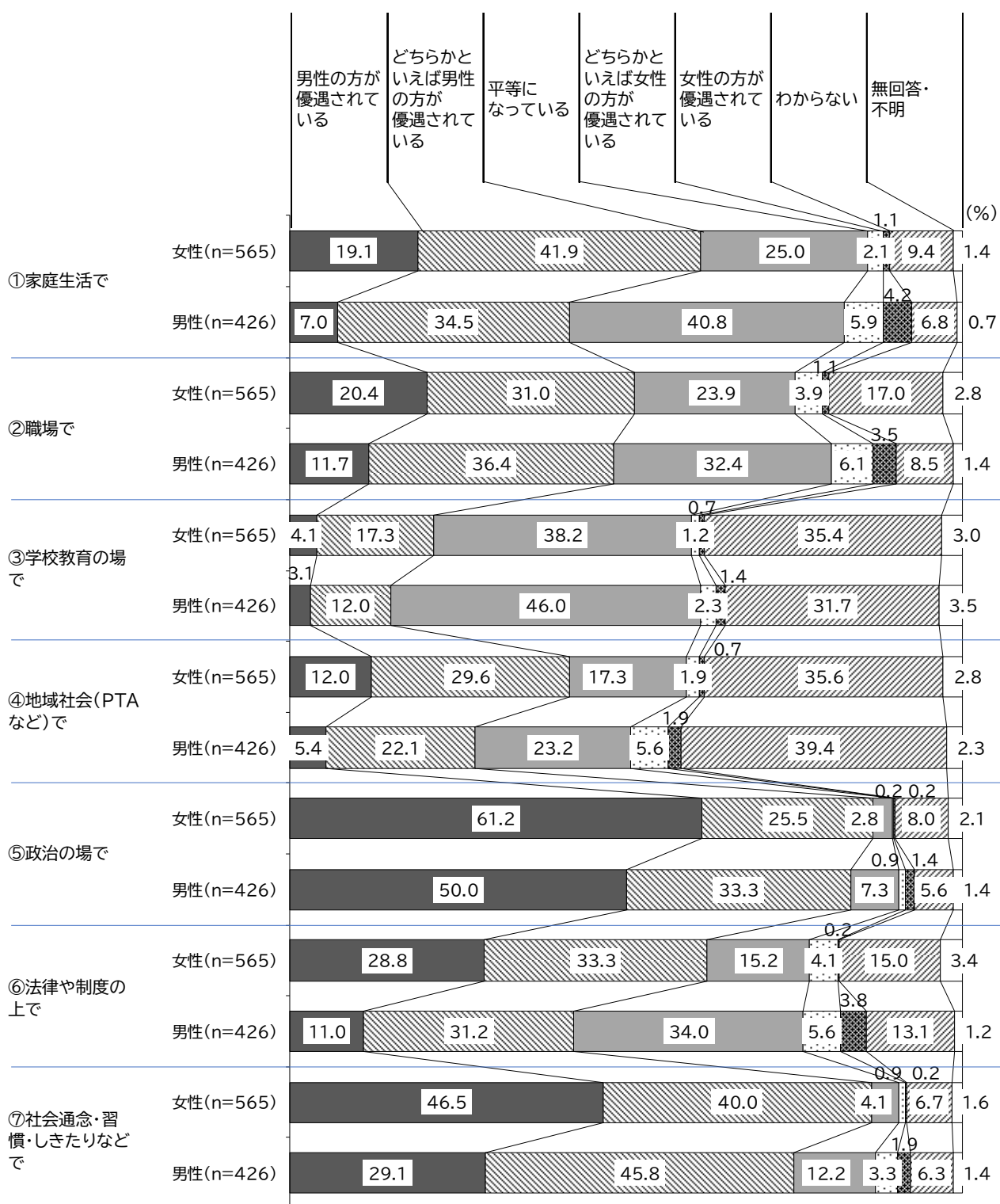
女性では「男性が家事・育児・介護などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が、男性では「配偶者間や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高くなっています。



⑧男女の地位の平等感

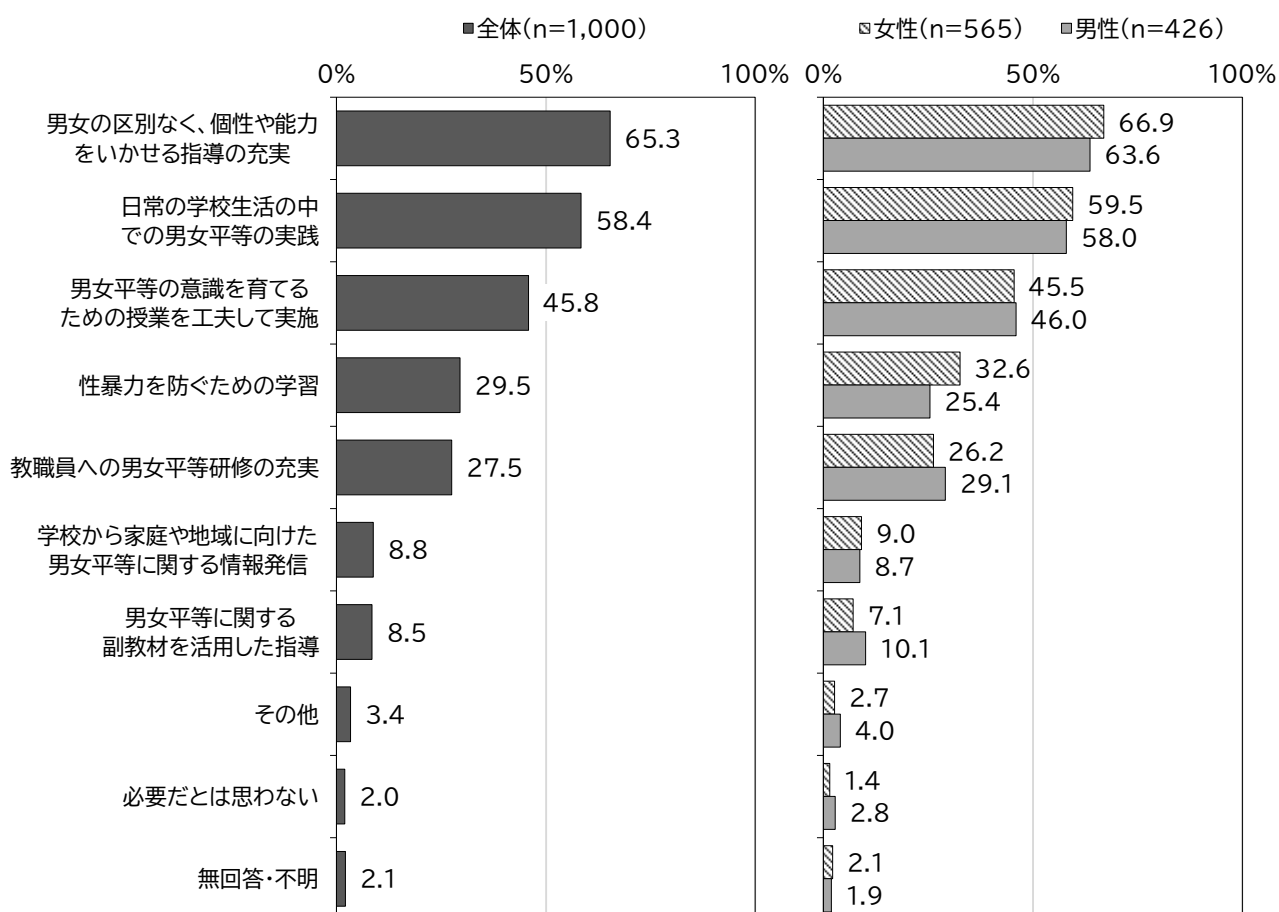
<男性が優遇されている> (「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が高い項目は、「政治の場で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」となっており、いずれも男性より女性の方がその割合が高くなっています。

「平等になっている」が男女ともに高い項目は、「学校教育の場で」となっています。



⑨男女平等社会実現のために学校教育の中で必要なこと

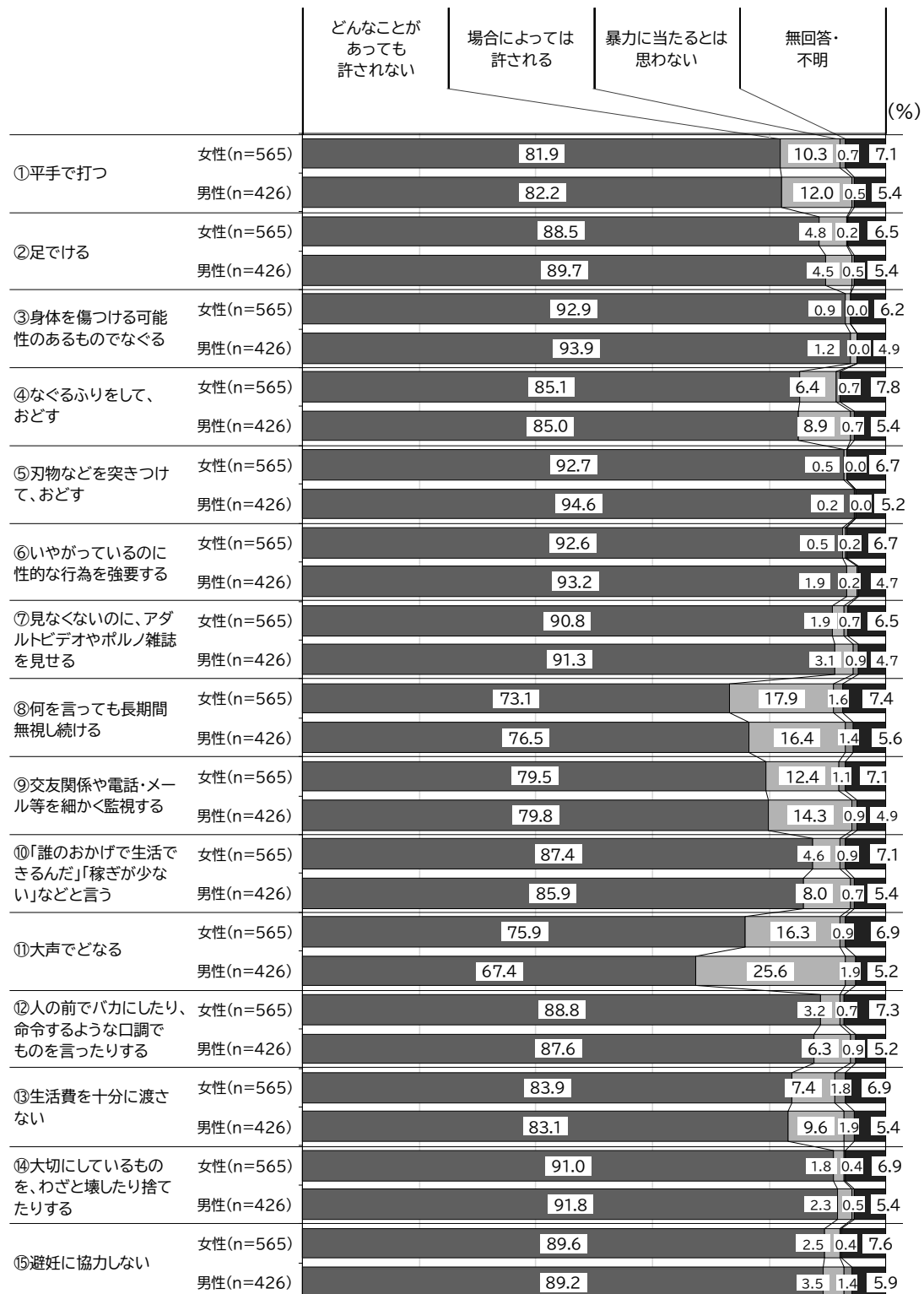
男女平等社会実現のために学校教育の中で必要なことは、「男女の区別なく、個性や能力をいかせる指導の充実」が特に多くなっており、そのほか、「日常の学校生活の中での男女平等の実践」、「男女平等の意識を育てるための授業を工夫して実施」、「性暴力を防ぐための学習」、「教職員への男女平等研修の充実」などが挙げられています。



⑩暴力にあたる行為の考え方

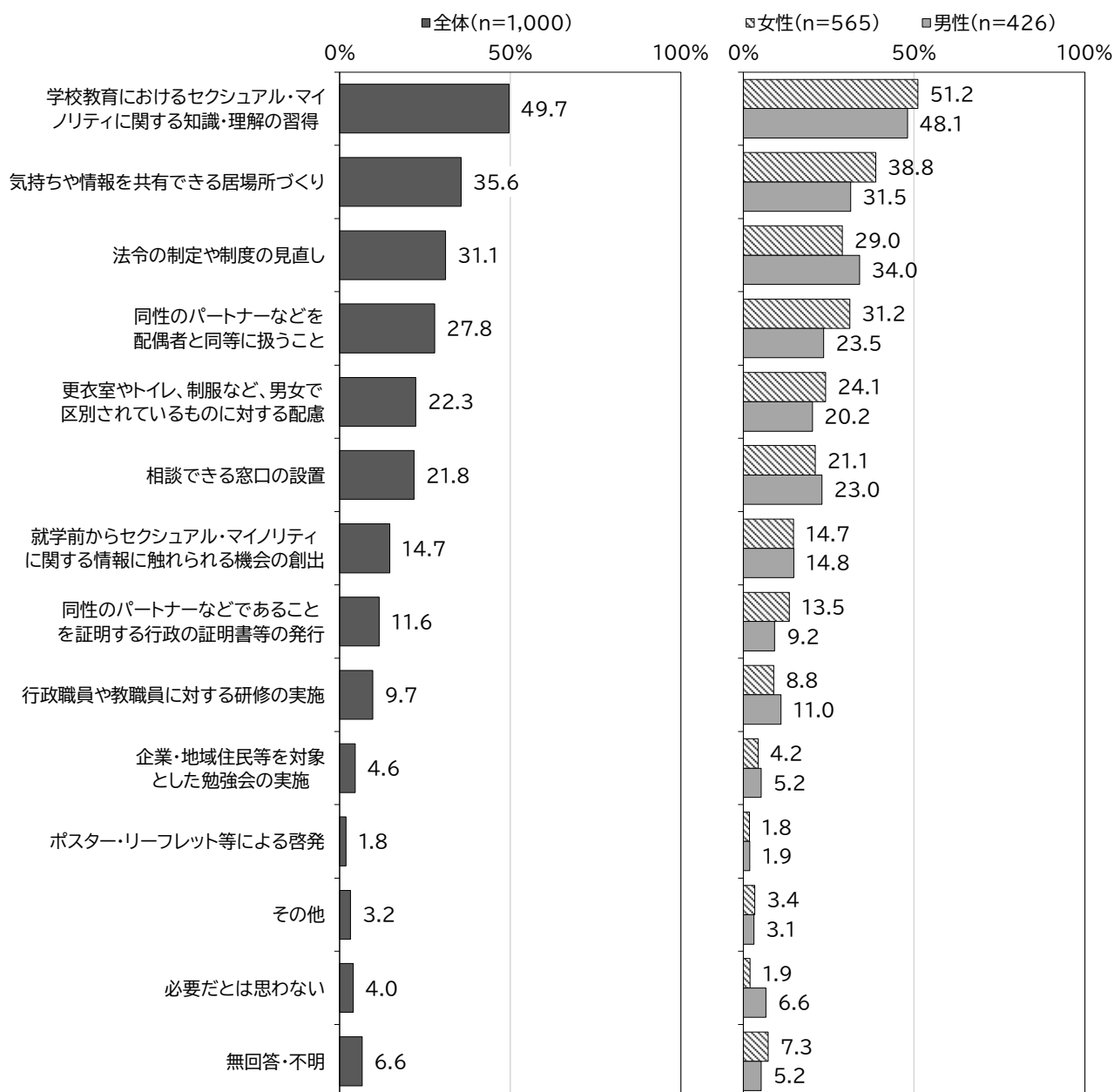
暴力にあたる行為の考え方については、全ての項目で「どんなことがあっても許されない」がほとんどを占めていますが、「場合によっては許される」の割合が高い項目として、「⑪大声でどなる」、「⑧何を言っても長期間無視し続ける」、「⑨交友関係や電話・メール等を細かく監視する」、「①平手でうつ」となっています。

「場合によっては許される」の割合が高い項目として、女性では「⑧何を言っても長期間無視し続ける」、「⑪大声でどなる」、「⑨交友関係や電話・メール等を細かく監視する」、男性では「⑪大声でどなる」、「⑧何を言っても長期間無視し続ける」、「⑨交友関係や電話・メール等を細かく監視する」が高くなっています。



⑪セクシュアル・マイノリティの方が生活しやすくなるために必要なこと

セクシュアル・マイノリティの方が生活しやすくなるために必要なことは、「学校教育におけるセクシュアル・マイノリティに関する知識・理解の習得」が特に高くなっており、そのほか、「気持ちや情報を共有できる居場所づくり」、「法令の制定や制度の見直し」、「同性のパートナーなどを配偶者と同等に扱うこと」、「更衣室やトイレ、制服など、男女で区別されているものに対する配慮」、「相談できる窓口の設置」などが挙げられています。

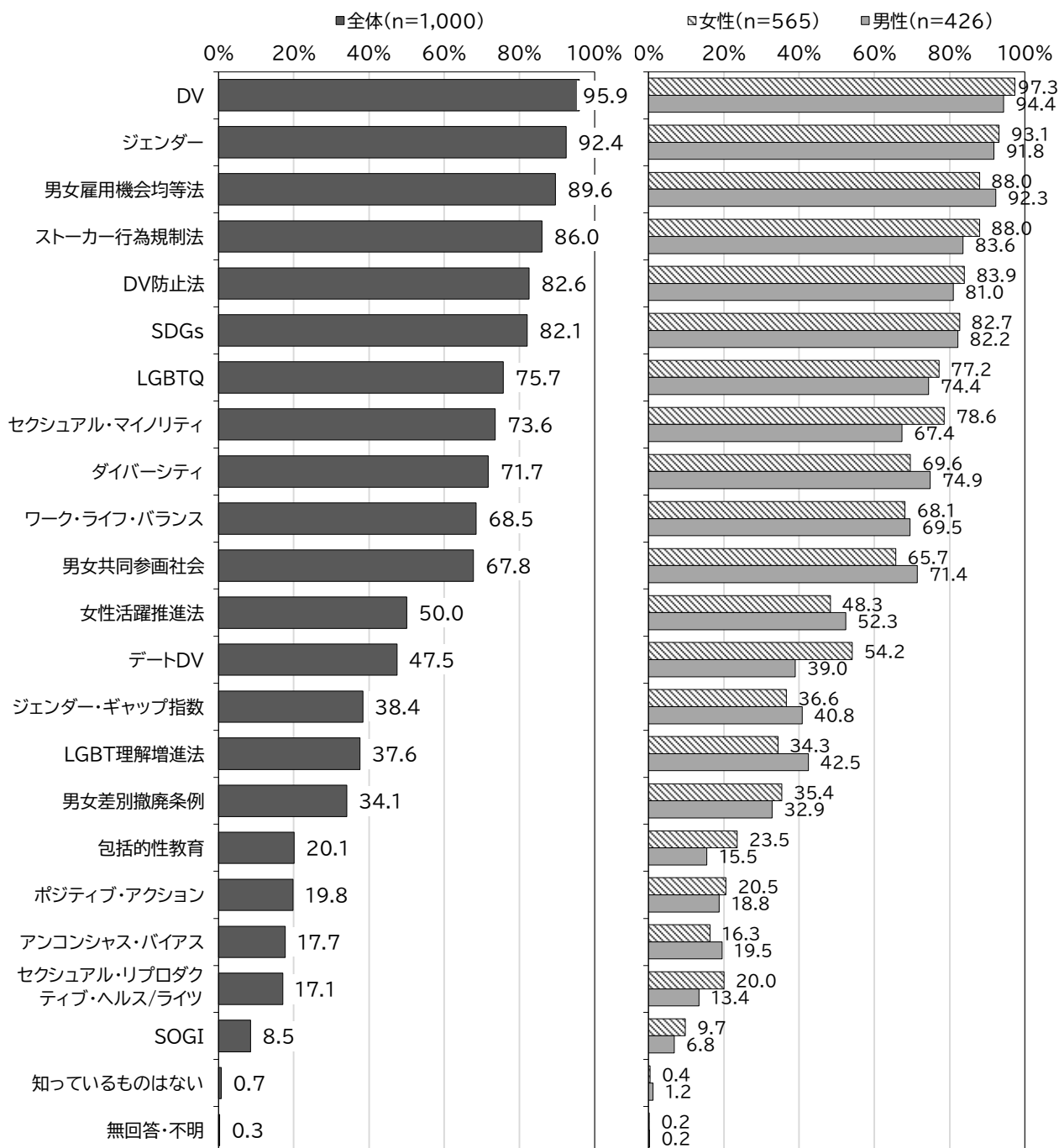


⑫男女平等に関する広報啓発の状況

男女平等に関する言葉の認知度は、「DV」が最も高く、次いで「ジェンダー」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー行為規制法」、「DV防止法」、「SDGs」と続いています。

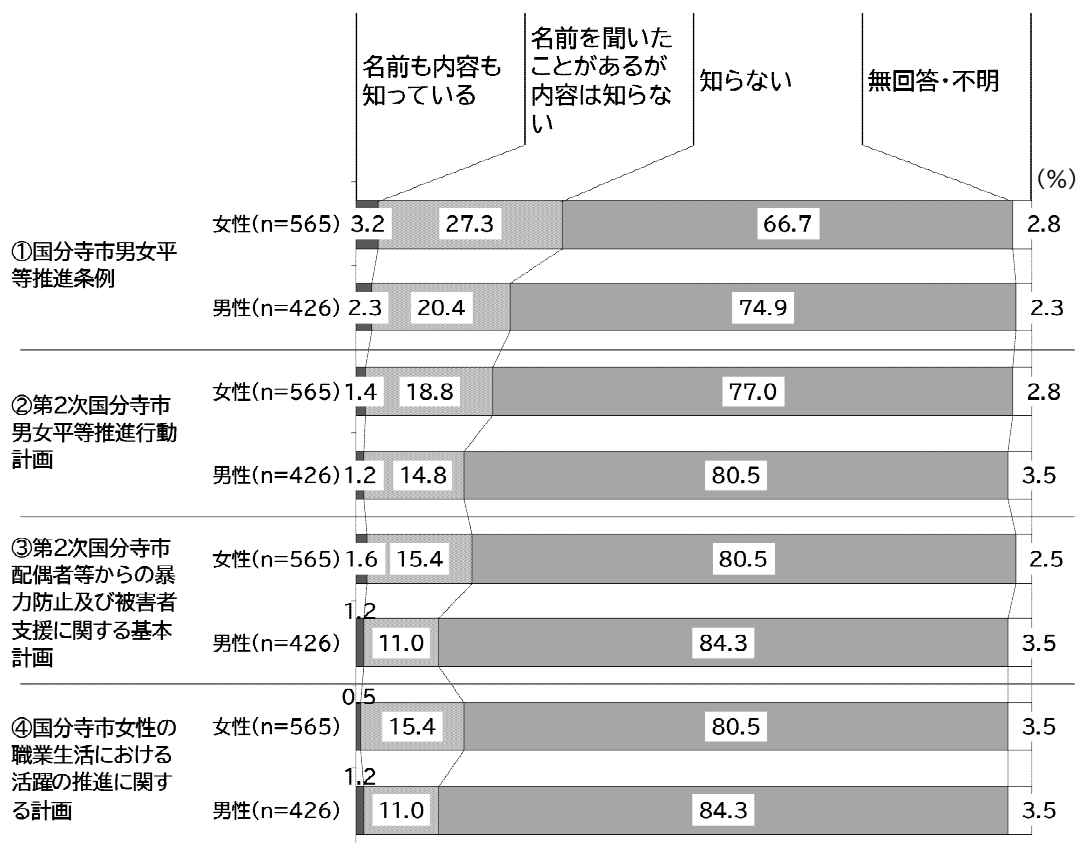
女性より男性の割合が低いのが、22項目中13項目で、特に差が大きいのが「セクシュアル・マイノリティ」と「デートDV」となっています。

<男女平等に関する言葉の認知度>



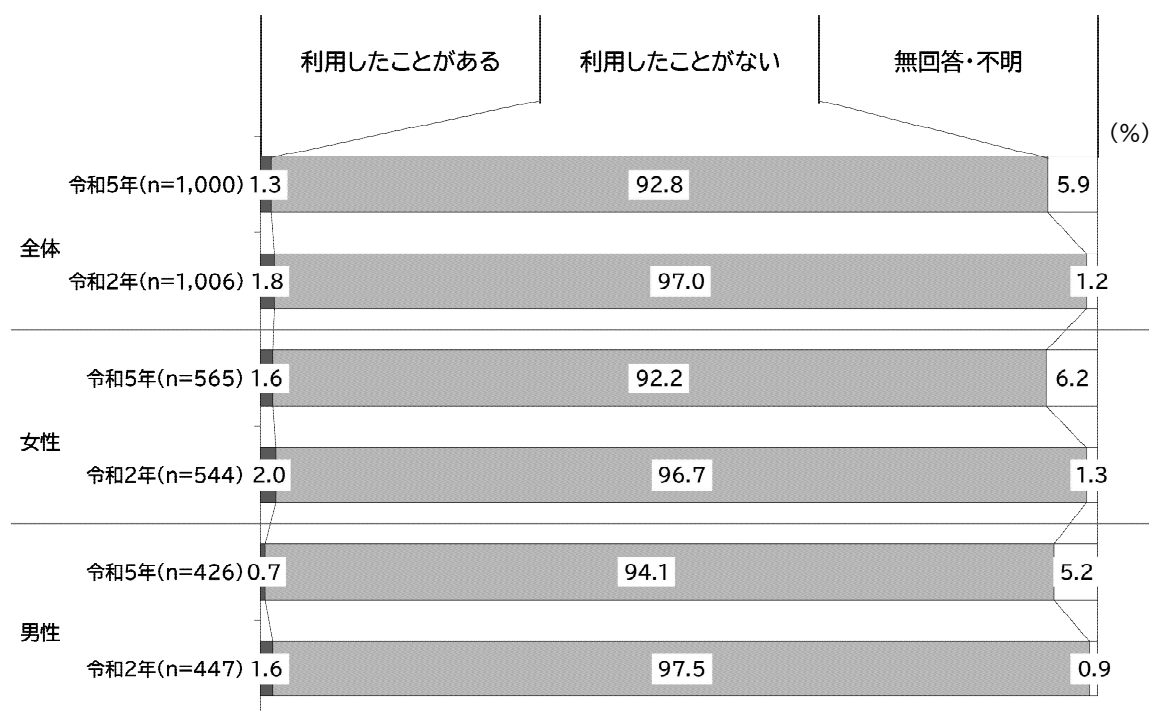
男女平等に関する条例や計画の認知度は、いずれの条例・計画に対しても、「知らない」と回答した割合が半数以上であり、「③第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と「④国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」においては男女ともに8割を超えています。また、女性より男性の方が高くなっています。

<男女平等に関する条例や計画の認知度>

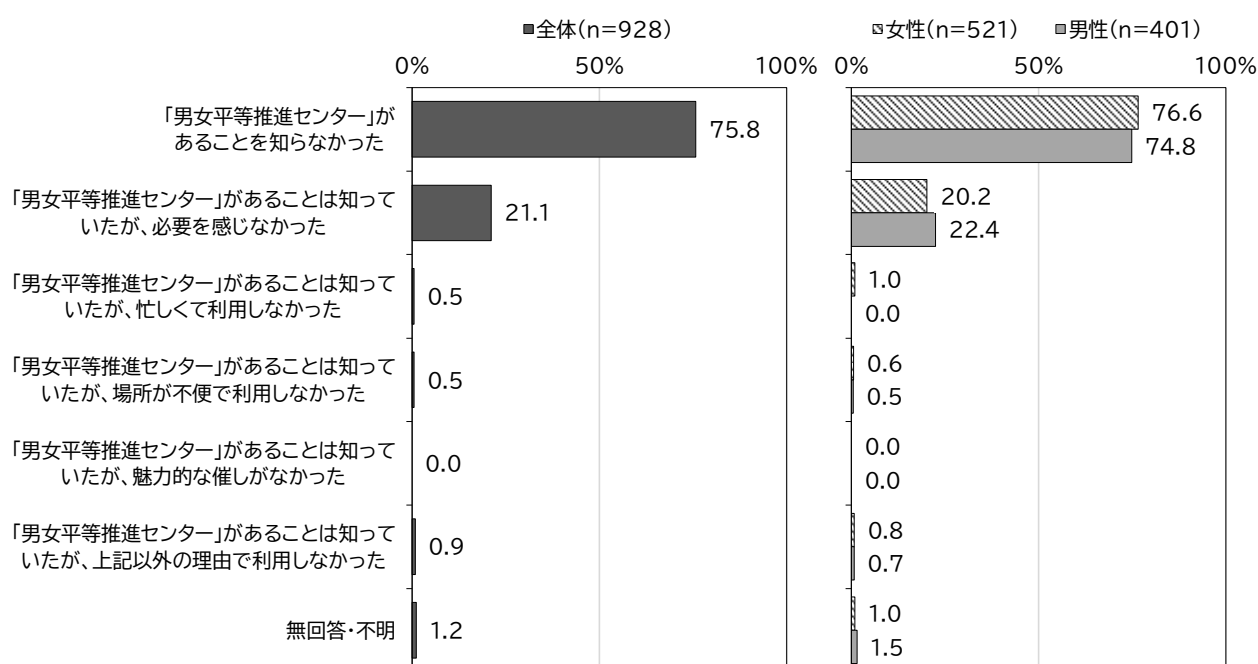


男女平等推進センターを利用したことがある人は2%程度で、平成27年の調査と比較するとやや減少しています。また、男女平等推進センターを利用したことがない理由に「『男女平等推進センター』があることを知らなかった」を挙げている人は7割台となっています。

<男女平等推進センターの利用状況>



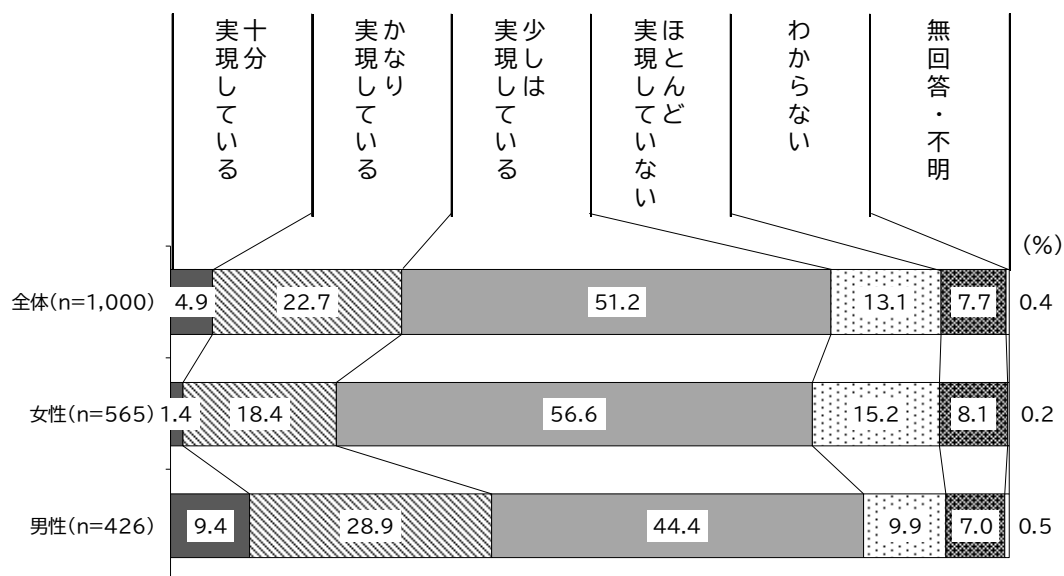
<男女平等推進センターを利用したことがない理由>



⑬男女平等社会を実現するために必要な施策

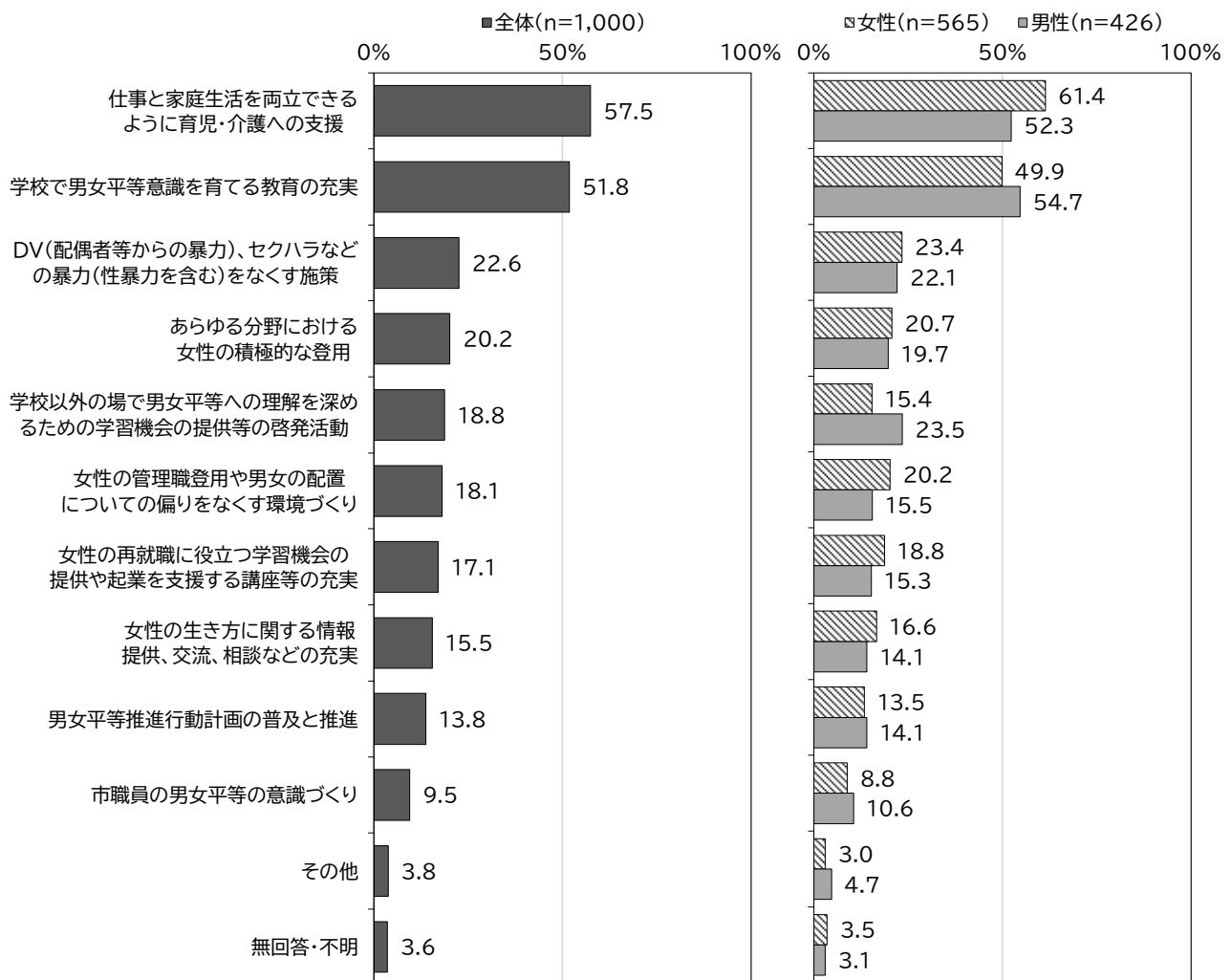
男女平等の実現感について、「少しは実現している」が男女ともに最も高くなっていますが、「十分実現している」と「かなり実現している」と回答した割合は、女性に比べ、男性の方が高くなっており、男女平等社会の実現を感じることに男女に差があります。

<男女平等の実現感>



一方、実現に必要な施策としては、「仕事と家庭生活を両立できるように育児・介護への支援」、「学校で男女平等意識を育てる教育の充実」が特に多くなっており、そのほか、「DV（配偶者等からの暴力）、セクハラなどの暴力（性暴力を含む）をなくす施策」、「あらゆる分野における女性の積極的な登用」、「学校以外場で男女平等への理解を深めるための学校機会の提供等の啓発活動」、「女性の管理職登用や男女の配置についての偏りをなくす環境づくり」、「女性の再就職に役立つ学習機会の提供や起業を支援する講座等の充実」、「女性の生き方に関する情報提供、交流、相談などの充実」などが挙げられています。

＜男女平等社会を実現するために必要な施策＞



5 国分寺市の男女平等に係る課題の整理

国分寺市の統計や市民アンケート結果等をもとに、国分寺市の男女平等に関する課題を整理します。

- ・「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」の優先度では、「すべてのバランスをとりたい」という「希望」が多くなっていますが、「現実」では男性で「仕事のみ」の割合が、女性では「家庭生活のみ」が多くなっており、男性中心の労働環境の意識がまだ強く残っています。
- ・ワーク・ライフ・バランスで重要だと思ふことは、「多様な働き方」、「職場内の理解」、「長時間労働の見直し」、「ワーク・ライフ・バランスの支援」、「社会的サポートの充実」等が挙げられており、意識変革、支援、制度変更と多岐にわたっています。
- ・夫婦共働きは増加していますが、パートナーに求める働き方において、子育てや介護があるとき、「女性はパートナー（男性）に対し働き続けること」、「男性はパートナー（女性）に対し一時休職・離職して世話をすること」を求めている割合が多くなっています。
- ・育児・介護休業（休暇）の取得状況は、男女ともに前回調査よりは増加しています。また、育児・介護休業（休暇）の取得で必要なこととして、「上司や同僚の理解」、「経済的支援」、「復帰時の仕事の保障」、「代替要員の確保」等が挙げられています。
- ・家庭内の家事等役割分担において、「食事の支度」や「食事の後片付け」、「掃除」、「洗濯」が女性では「主にあなた（自分でする）」が、男性では「主に配偶者・パートナー」が最も多くなっており、依然として主に女性が担っています。また、「配偶者・パートナーと分担」では男性が2～3割となっていますが、女性は男性に比べ割合が低く、男女で役割分担の意識に差が出ています。
- ・男性が家事などに積極的に参加するためには、「多様な働き方で、仕事以外の時間を確保する」、「家事等をする抵抗感をなくす」、「職場において男性が家事等をすることの理解」等が挙げられています。



1. ワーク・ライフ・バランスを実現するために、様々な分野に様々な角度でアプローチを。

- ・男女平等感について「学校教育の場」では平等になっているが多くなっていますが、それ以外は男性が優遇されているとの回答が多く、特に「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・しきたりなど」では男性優遇が多く、女性が活躍できる機会が少ないといえます。
- ・国分寺市の就労人数は約5,000人男性が多く、男女どちらも半数以上が市外で働いています。また雇用形態では、男性は正規職員が約7割、パート・アルバイトが約1割に対し、女性は正規職員が約4割、パート・アルバイトが約4割となっています。女性の年齢別労働力では30歳以降において、東京都や全国よりも割合が低くなっています。
- ・女性が働き続けるために必要なこととして、多様な働き方及び休業の制度を充実させることと考えている人が多くなっています。



2. あらゆる場面で女性が活躍できるよう、充実した支援を。

- ・男女平等の実現度について、「実現している」は7割を超えていますが、そのうち「十分進んでいる」と「かなり進んでいる」が少なく、「少し進んでいる」が半数以上と多くなっていることから、十分に進んでいるとはいえない状況です。
- ・「DV」や「ジェンダー」、「男女雇用機会均等法」など広く認知されている男女平等関連の用語は多くなっていますが、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」等、新しい用語が出てきており、男女平等についての新しい知識を学んでいく必要があります。
- ・男女平等を実現するために「学校で男女平等意識を育てる教育の充実」が必要との回答が多くなっています。また、セクシュアル・マイノリティ当事者が生活しやすくするためには「学校教育での知識・理解の習得」が多く、子どもの頃からの教育が期待されています。



3. 学びが大事。市民の意識を更に育て、子どもの頃からの男女平等意識の種まきを。

- ・「国分寺市男女平等推進条例」をはじめ、本計画を含む男女平等に関する計画等の認知度が低い状況です。また、男女平等推進センター(ライツこくぶんじ)の認知度も低く、男女平等推進センターの利用者も少ない状況です。
- ・国勢調査では、国分寺市に市外から約8,000人が転入しており、国分寺市から市外への転出もほぼ同数となっています。また、20代～30代の転出入が全体の約6割となっており、国分寺市の男女平等の取組について、「知らない」市民が若年層を中心に常にいることがうかがえます。



4. 男女平等推進センターが中心となり、男女平等の啓発活動を着実に広げる取組を。

- ・都内各施設で受け付けた配偶者暴力に関する相談件数は年々増加していますが、一方、DV被害から守るための一時保護件数は減少傾向となっています。
- ・暴力として様々なDV行為を「許されない」と回答した人はほとんどですが、「何を言っても長時間無視し続ける」や「大声でどなる」等、身体にかかわらないDV行為は「場合によっては許される」の割合が多くなっています。
- ・昨今、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭問題等を複合的に抱えた女性が顕在化しており、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」を基に女性支援強化が求められています。



5. DVを知り、無くす、困難を抱える女性を知り、支える取組を。

Ⅱ

計画の基本的な考え方

1 計画の概要

(1) 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画の位置付け

- 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画の目標1と目標2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- 本計画の目標5(1)～(5)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。また、本計画の目標5(6)及び(7)を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条の3に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。
- SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」社会の実現を意識し、SDGsの要素を本計画に反映します。

(3)計画の性格

- この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- 「第2次国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「第2次国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、令和5年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民調査」の結果、市民ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

(4)計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年	令和13年 2031年	令和14年 2032年
計画名	第2次国分寺市総合ビジョン							
	第3次国分寺市男女平等推進行動計画							

2 計画の推進

(1)推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会」において、男女平等推進施策にかかわる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表3人以内、公募市民3人以内、識見を有する者4人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女平等推進施策の推進と調整を行います。

(2)市民、事業者等との連携と協働

男女平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等が様々な分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3)国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4)行動計画の効果的な進管理

年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

更に、より具体的に進管理を行うために、成果目標を設定し、その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

(5)配慮すること

セクシュアル・マイノリティ当事者であることを理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

3 計画の基本理念・目標

(1)計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

1. 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
2. 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
3. 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
4. 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
5. 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(2)目指す姿

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念と、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」に沿って施策を推進するにあたり、国分寺の目指す姿を次のとおり定めます。

すべての人の人権を尊重し

だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

(3)計画の目標

目標1 だれもが働きやすい環境づくり

これまで日本企業で常態化してきた長時間労働、年功的処遇を前提とした働き方は、男性が子育て・家事・介護等にかかわる機会を奪い、一方で女性の家庭での役割を固定化し、出産・子育てを機に退職せざるを得ない状況や、家計補助的な短時間・非正規雇用での就労にとどまる要因となっています。

だれもが共に仕事・生活・地域活動のバランスをとりながら、その個性と能力を発揮して活躍するためには、男性中心型労働慣行を見直すことや家庭における負担を軽減するための支援が必要です。男女が互いに状況を理解し、責任を分かち合える社会が実現できるようワーク・ライフ・バランスに取り組めます。

目標2 女性の活躍の場の拡大

女性が様々な場で活躍する社会の実現には、男女が性別による区別や制約なく活動し、健康で自立した生活を送ることができる環境が必要です。育児・介護休業・休暇への理解促進、再就職への支援などを進めるとともに、事業主に向けた啓発の促進などをより強化する必要があります。また、組織の政策や方針を決定する場で、より多くの女性が重要な役割を担っていくことも必要です。多様な価値を反映し、家庭に職場に地域にあらゆる場面において活躍できるよう、様々な分野での支援に取り組めます。

目標3 男女平等意識の浸透

男女が共に活躍すること、性別に起因する暴力や人権侵害をなくすこと、どちらの実現にも、人々の意識の根底にある固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を社会の中に浸透させることが不可欠です。一人一人が男女平等について学んでいくことも重要なことから、イベントや講演会など様々な機会を捉えて男女平等の意識づくりを推進します。

また、個人の考え方や意識の形成には家庭等の環境や受ける教育が大きくかかわっており、人格形成期の子どもたちの男女平等意識の教育は、重要な役割を担っています。教育に携わる者が男女平等の理念を理解し、一人一人が自立と思いやりの意識を育むことができるよう人権に関する教育を充実するとともに、性別による差別的な扱いを受けず、個人の意思や能力、適性により主体的に進路を選択することができるよう男女平等の視点を踏まえた教育・学習を推進します。

目標4 男女平等推進拠点の発展

男女平等社会の実現には、法制度の整備と並んで、市民のジェンダーに基づく固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直すことが重要な課題となります。また、講座・講演会などの学習機会の提供や広報・情報誌などを通じた情報発信等、広報・啓発活動をより多くの市民に届くよう、効果的な手法で進めていく必要があります。

男女平等推進の拠点であるセンターで、男女平等に関する学習や交流の機会、活動の場の提供を行い、周知を図るとともに、様々な機関や団体等と連携して男女平等に関する広報・啓発活動の更なる推進を目指します。

目標5 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

心身に対する暴力によって他人を支配しようとする行為は、個人が尊重され、能力を発揮して生きることができるという基本的な権利を侵害することになります。暴力は、配偶者や恋人など親密な関係にある異性間であっても、人権侵害であり犯罪行為です。

ドメスティック・バイオレンスや人権侵害行為の解決に向け、被害者も加害者も生まないよう、暴力防止に関する啓発活動を強化するとともに、関係機関と連携した相談の充実、被害者に対する支援を継続的に進めていきます。

生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係の崩壊等、急速に女性をめぐる課題は複雑化・多様化・複合化しています。このような状況に適切に対応し、女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことができるよう、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の充実を図ります。

(4)計画の体系

目 標

施 策

目標 1

だれもが働きやすい環境づくり

第2次女性活躍推進計画

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

(2)家事・育児・介護への参加促進

(3)就労における男女平等の推進

目標 2

女性の活躍の場の拡大

第2次女性活躍推進計画

(1)市の政策・事業者等の方針決定
過程への女性の参画促進

(2)女性の就業支援

(3)地域における男女共同参画

(4)生涯にわたる健康支援

目標 3

男女平等意識の浸透

(1)ジェンダーによる固定的な役割
分担意識の解消

(2)男女の人権に配慮した表現の
推進

(3)たがいの性を尊重する意識の
醸成

(4)学校における人権・男女平等
教育の充実

目 標

施 策

目標 4

男女平等推進拠点の発展

(1)「男女平等推進センター」の活用
促進

(2)様々な分野における男女平等の
意識づくり

(3)男女平等事例の見える化

目標 5

性別に起因する暴力や 人権侵害の根絶

(1)～(5) 第3次DV防止基本計画

(6)(7) 困難女性支援基本計画

(1)相談業務の充実と関係機関との
連携強化

(2)DV予防のための取組推進

(3)被害者の安全確保と自立支援

(4)人権侵害を予防するための支援

(5)性犯罪被害者の支援

(6)困難な問題を抱える女性への
支援

(7)生活の安定と自立の促進

III

施策の展開



目標1 だれもが働きやすい環境づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 家事・育児・介護への参加促進
- (3) 就労における男女平等の推進

施策(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

1	ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動	所管
	市報や情報誌、市ホームページ等による広報啓発を行います。子どもと一緒に参加できる講座開催等により、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供します。	経済課 人権平和課
2	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	所管
	子育てや介護などと仕事が両立できる環境の充実を図ります。休暇制度の周知や男性の育児休業の取得率向上に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課
3	庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進	所管
	日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組みます。市内事業者等に向けた広報啓発を行い、長時間労働削減を推進します。	職員課 経済課

施策(2) 家事・育児・介護への参加促進

4	性別にかかわらず家事・育児・介護をするための意識・環境づくり	所管
	性別にかかわらず、多様な家族の実情に応じて、家事・育児・介護に積極的に携わることができる環境を整えます。	人権平和課 高齢福祉課 子ども若者計画課 保育幼稚園課 子ども子育て支援課 子育て相談室

施策(3) 就労における男女平等の推進

5	事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する広報啓発	所管
	市報・市ホームページや男女平等推進センター情報誌等の様々な媒体を通じ、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報を紹介し、均等待遇に向けた事業主への理解を深めます。	経済課
		人権平和課



目標2 女性の活躍の場の拡大

- (1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 女性の就業支援
- (3) 地域における男女共同参画
- (4) 生涯にわたる健康支援

施策(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

6	附属機関等の委員におけるジェンダーの平等	所管
各課に対し広報啓発などのポジティブ・アクションを行います。各附属機関等の設置の趣旨を踏まえ、原則として一方の性が委員数の4割を下回らないようにします。		政策経営課
		人権平和課
7	庁内や事業者等における積極的な女性の管理職登用及び参画推進	所管
女性職員の管理職登用の妨げとなる要因を取り除き、特定事業主行動計画と連動した女性の管理職登用及び参画を推進します。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。		職員課
		経済課
8	防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進	所管
防災会議等の防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。災害時には、女性の視点を取り入れた避難所運営を行える環境を整備します。		防災安全課

施策(2) 女性の就業支援

9	子育て・介護等と仕事の両立を目指す女性の支援	所管
育児や介護と仕事の両立などをテーマとした労働セミナーの実施等により、職場環境の改善を推進します。また、就労支援地域連絡会によって関係機関と連携し、就労支援ネットワーク化を強化します。 結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性や起業を目指す女性に対し、広報啓発や講座開催等による就業・起業支援を行います。		経済課
		人権平和課

10	女性のキャリア支援	所管
	庁内における女性管理職の登用を促進します。キャリアプランの確立やマネジメント支援により、登用された女性をサポートします。	職員課
11	農業における女性の活躍推進	所管
	農業委員会等の意思決定の場への女性参画や「家族経営協定」の締結促進により、農業における女性活躍を推進します。	経済課

施策(3) 地域における男女共同参画

12	男女共同参画の視点による市民活動の支援	所管
	市民のニーズに沿った男女共同参画講座を公民館や男女平等推進センター等で開催し、男女が共に地域活動に参加する機会をつくります。	協働コミュニティ課
	広報啓発や団体活動の場の提供等により、だれもが活躍できる市民活動を支援します。	人権平和課
		公民館課
13	地域活動への参画促進	所管
	自治会・町内会に関する広報を行い、多様な担い手による地域活動を促進します。また、地域活動については、だれもが参画できるよう広く意識啓発を行います。	協働コミュニティ課

施策(4) 生涯にわたる健康支援

14	妊産婦への支援	所管
	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指します。	子育て相談室
15	生涯を通じた健康支援	所管
	広報啓発や講座開催等により、女性特有の疾病や健康上の課題について学ぶ機会を提供します。また、庁内関係課と連携した健康支援に取り組めます。	人権平和課
		健康推進課



目標3 男女平等意識の浸透

- (1) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- (2) 男女の人権に配慮した表現の推進
- (3) たがいの性を尊重する意識の醸成
- (4) 学校における人権・男女平等教育の充実

施策(1) ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

16	ジェンダーについての理解促進	所管
	講座開催や市報・情報誌などを通じた広報啓発により、固定的な役割分担の解消及びジェンダーについての理解を促進します。	人権平和課

施策(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

17	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	所管
	様々なメディアが発信する情報を見極め、能動的・批判的に読み解く力、必要な情報を活用する能力をつけるための学習を推進・支援します。 また、インターネット上の人権侵害の防止に向け、SNS等の具体的な事例を示すことで正しい理解の啓発に取り組みます。	人権平和課 学校指導課 公民館課
18	男女平等の視点による表現の推進	所管
	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を促進します。 市が情報を発信する際には、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。	市政戦略室 人権平和課 公民館課

施策(3) たがいの性を尊重する意識の醸成

19	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	所管
	男女平等推進センターでの講座開催に加え、学校教育における人権尊重の視点に立った授業や、児童館での異年齢交流を通じ、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」を普及します。 性について正しく理解し、自分自身を守るための知識を身に付ける機会を提供します。	人権平和課 子ども子育て支援課 学校指導課

20	多様な性への理解促進	所管
		職員課
		防災安全課
		人権平和課
		学校指導課

幅広い世代にパートナーシップ制度を周知します。また、市民講座や職員・教職員研修、小中学校における授業等を通じた多様な性への意識啓発に取り組み、だれもが個人として尊重されるジェンダー平等を目指します。

平時から災害時における男女の性差や多様な性の課題について広報啓発を行うことで、市民理解や共助を促進します。

施策(4) 学校における人権・男女平等教育の充実

21	男女共同参画の視点をふまえた教育活動の推進	所管
		学校指導課

各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女共同参画意識を育む教育を地域社会と共に推進します。

22	性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	所管
		学校指導課

職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を地域社会と共に育みます。

23	教職員への男女共同参画に関する研修の実施	所管
		学校指導課

教職員に対する男女共同参画意識を徹底し、教育の場における男女共同参画を推進します。

24	児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発	所管
		人権平和課
		学校指導課

男女平等に関する啓発資料を作成し、若年期からの意識啓発に取り組みます。

学校教育の場においても、児童・生徒の男女平等意識の醸成を図ります。



目標4 男女平等推進拠点の発展

- (1) 「男女平等推進センター」の活用促進
- (2) 様々な分野における男女平等の意識づくり
- (3) 男女平等事例の見える化

施策(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

25	男女平等推進センターの周知と機能充実	所管
	市民にとって身近な拠点となるよう「男女平等推進センター」を幅広い世代に周知し、機能充実を目指します。 啓発活動等の実施にあたっては、施設内にとどまらず、他の公共機関等と連携し、より多くの市民に情報を届けます。	人権平和課

施策(2) 様々な分野における男女平等の意識づくり

26	男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	所管
	公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消、国際社会の取組をテーマとした講座開催等により、市民が継続して学ぶ機会を提供します。 自主的に活動する意思のある市民に対しては、活動支援を行います。	子ども子育て支援課 公民館課 図書館課
27	職員の男女平等意識の醸成	所管
	職員意識をふまえた広報啓発や職員研修の実施により、職員の男女平等意識を醸成し、だれもが働きやすい環境づくりを推進します。	職員課 人権平和課

施策(3) 男女平等事例の見える化

28	男女平等への取組の見える化	所管
	男女平等推進センターにおける取組に加え、国や都、他自治体の取組を効果的に発信し、市民の男女平等意識の向上を図ります。	人権平和課

目標5 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶



- (1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化
- (2) DV予防のための取組推進
- (3) 被害者の安全確保と自立支援
- (4) 人権侵害を予防するための支援
- (5) 性犯罪被害者の支援
- (6) 困難な問題を抱える女性への支援
- (7) 生活の安定と自立の促進

施策(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

29	相談・支援事業の充実	所管
	男女平等推進センターにおいてDV相談に対応します。 DVやストーカー等に加え、多様な性に関する相談・支援先についても周知し、相談員のスキル向上に取り組めます。	人権平和課
30	関係機関の連携強化と二次被害の防止	所管
	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じ、適切に対応します。	人権平和課
	関係機関と連携し、二次被害の防止や被害者の手続負担軽減に取り組めます。	生活福祉課
		障害福祉課
		高齢福祉課
		子育て相談室

施策(2) DV予防のための取組推進

31	広報啓発活動による暴力予防	所管
	講座やオンライン等を活用した広報啓発により、DVのメカニズムや背景・実態などについて、市民や関係機関等の理解を促進します。	人権平和課
32	若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発	所管
	近隣大学との連携を図るとともに、児童館等での講座開催や学校教育を通じ、若年層がDVやデートDVについて主体的に考える機会を提供します。また、ストーカーやデートDV加害者等にならないための意識啓発を行います。	人権平和課
		子ども子育て支援課
		学校指導課

33	学校教育における暴力予防に関する教育	所管
	学校教育を通じ、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	学校指導課

施策(3) 被害者の安全確保と自立支援

34	DV・虐待等の被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応	所管
	子どもの健診、学校・保育園等での生活や相談対応を通じ、DV・虐待被害者を早期発見します。また、被害者や被害者の子どもに配慮した適切な支援を行います。	契約管財課
	一時保護に対応できる制度や環境を整備し、保護を求める被害者の安全を確保します。	人権平和課
		生活福祉課
		保育幼稚園課
		子育て相談室
		学校指導課
35	DV・虐待等の被害者支援における情報管理の徹底	所管
	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において情報管理を徹底します。	市民課
		人権平和課
		保険年金課
		高齢福祉課
		子ども子育て支援課
36	高齢者や障害者、日本語の理解が困難な被害者への配慮	所管
	高齢者や障害者、日本語の理解が困難な被害者に配慮した情報提供を行い、適切な支援を行います。	人権平和課
		障害福祉課
		高齢福祉課
37	被害者の自立支援	所管
	各種制度の活用や関係機関との連携により、被害者の自立や心理的な安定、回復を支援します。	人権平和課
		生活福祉課

施策(4) 人権侵害を予防するための支援

38	ハラスメントの防止の取組	所管
	様々な機会を通じて職員に意識啓発を行い、庁内のハラスメント根絶を目指します。また、市民・事業者に対する広報啓発を行い、ハラスメントの防止を図ります。	職員課

39	災害時の人権侵害防止	所管
		防災安全課
	災害時に人権侵害が起きることのないよう、平常時から人権に関する広報啓発に取り組みます。 また、避難所での防犯対策や個別支援、相談窓口を開設するための体制を整えます。	人権平和課

施策(5) 性犯罪被害者の支援

40	性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	所管
		人権平和課
	性犯罪被害者が躊躇せず被害を訴えることができるよう、性犯罪は許されないものであることを、若年層を含めた幅広い世代に広報啓発します。 また、性犯罪にあたる行為を明示し、性犯罪被害の潜在化防止に努めます。	子育て相談室
		学校指導課
41	性犯罪・性暴力被害の相談窓口の整備	所管
		人権平和課
	女性に加え、男性や多様な性も含めた性犯罪・性暴力被害(ストーカー・痴漢等)について、だれもが利用しやすい相談窓口を整備します。 また、必要とされる支援が届きやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携を進めます。	生活福祉課
		学校指導課

施策(6) 困難な問題を抱える女性への支援

42	困難な問題を抱える女性への支援体制の整備	所管
		経済課
	男女平等の理念のもと、女性が女性であることによって日常生活または社会生活を営むことに困難な問題を抱える状態(そのおそれのある場合も含む)を改善し、個人の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせる社会が実現されるよう支援体制を整備します。	人権平和課
		地域共生推進課
		生活福祉課
		子育て相談室
		学校指導課

施策(7) 生活の安定と自立の促進

43	複合的な課題を抱える女性への支援	所管
		人権平和課
		生活福祉課
		障害福祉課
		子ども子育て支援課
		子育て相談室

複合的な課題を抱える女性のニーズを把握し、相談事業やひとり親家庭への生活自立支援・ホームヘルプサービス派遣等必要な支援を行い、だれもが自立して、安全・安心に暮らせる社会づくりを推進します。

成果目標

各施策の進捗及び成果を測るため目標に対する成果目標を設定します。

目標	項目(データ出典)	現状	成果目標		【参考】 国目標 (期限)
			中間 (期限)	最終 (期限)	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	68.5% (令和5年度)	80% (令和10年度)	90% (令和14年度)	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 (国分寺市特定事業主行動計画)	58.8% (令和5年度)	1週間以上の取得率85% (令和7年度)	国分寺市特定事業主行動計画の目標値	1週間以上の取得率85% (令和7年)
	庁内の超過勤務の縮減 (国分寺市特定事業主行動計画)	年360時間以上の超過勤務者36人 (令和5年度)	年360時間以上の超過勤務者0人 (令和7年度)	国分寺市特定事業主行動計画の目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	6.3% (令和5年度)	5% (令和10年度)	5% (令和14年度)	5% (令和7年)
2	審議会等委員に占める女性の割合 (人権平和課)	39.9% (令和5年度)	45% (令和10年度)	50% (令和14年度)	40%以上 60%以下 (令和7年)
	庁内の管理職(課長以上)に占める女性の割合 (国分寺市特定事業主行動計画)	20.6% (令和5年度)	32% (令和10年度)	36% (令和14年度)	36% (令和7年度末)
	庁内の係長職に占める女性の割合 (国分寺市特定事業主行動計画)	22.0% (令和5年度)	32% (令和10年度)	40% (令和14年度)	40% (令和7年度末)
	防災会議の委員に占める女性の割合 (防災安全課)	12.1% (令和5年度)	20% (令和10年度)	30% (令和14年度)	30% (令和7年)
	保育所待機児童数 (子ども若者計画課)	38人 (令和5年度)	解消 (令和10年度)	解消 (令和14年度)	解消 (令和6年度末)
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	92.4% (令和5年度)	95% (令和10年度)	98% (令和14年度)	—
4	「男女平等推進センター」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	24.2% (令和5年度)	40% (令和10年度)	60% (令和14年度)	—
5	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	平手で打つ 81.9% 足でける 88.9% (令和5年度)	100% (令和10年度)	100% (令和14年度)	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 (国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査)	67.8% (令和5年度)	100% (令和10年度)	100% (令和14年度)	—

1 用語解説

アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)

自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみ・偏り」のことをいいます。これは、過去の経験や文化、社会的背景、見聞きしたことに影響を受けて自然に培われていますが、自分自身では意識しづらく、気づかないことが多いため「無意識の偏見」と呼ばれます。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表します。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

ジェンダー(社会的性別)

生まれつきの生物学的性別「セックス(sex)」と異なり、社会通念や慣習の中にある男性像、女性像など社会によってつくられた性別をいいます。ジェンダーが性差別や性別による固定的な役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していくことが大切です。

ストーカー

同一の者に対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを指します。「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」では、特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し、規制しており、平成28年の改正でSNSを用いたメッセージ送信等の行為も規制の対象になりました。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいいます。また、そのような言動に不快感などを示した相手に対して、自分の地位や立場を利用してさらに不利益を与える行為も含みます。

セクシュアル・マイノリティ

「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々をいいます。性のあり方(セクシュアリティ)は身体的性別・性自認・性的指向・性表現の4つの要素で構成され、その組合せは人によって様々です。

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。中心概念は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、思春期や更年期における健康上の問題などについても議論されています。

デートDV

恋人同士など、親密な関係にある若者の間で起こる暴力のことをいいます。貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する・避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話等を勝手に見る、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力などの行為が若年者においても起きており、将来、夫婦間の深刻なDVにつながる可能性があるといわれています。

DV防止連絡会(国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会)

DV被害者に関連のある相談や窓口の部署の担当者の連携を進めるため、国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会設置要綱に基づき連絡会を設置し、連携に関わる情報交換や職員研修を行っています。必要に応じて市外の関係機関に参加を呼びかけています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者の間で起きる、殴る、けるなどの身体的暴力や、暴言をはくなどの精神的な暴力、性的強要や自由に使えるお金を一切渡さないなどの経済的に苦痛を与える行為のことをいいます。

パートナーシップ制度

パートナーシップ制度とは、自治体が互いを人生のパートナーとすることを誓い合ったカップルを公的に承認する制度です。これは法的な結婚ではなく、法的権利や義務の一部を提供するにとどまりますが、カップルの社会的承認や生活の利便性向上を目的としています。なお、法律で定められた制度ではなく、各自治体が独自に設けているため、名称や制度の考え方には地域ごとに違いがあります。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます(男女共同参画社会基本法第2条第2号より)。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

メディア・リテラシー

様々なメディアが発信する情報を見きわめ、理解・活用する能力を指します。情報を能動的・批判的に読み解く能力、メディアにアクセスして必要な情報を引き出し活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力が含まれます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスの実現は、就労の場をはじめさまざまな場で性別にかかわらず個人の能力を発揮できる社会を実現する上で非常に重要な課題となっています。

2 関係法令

(1) 国分寺市

- ◆ 国分寺市男女平等推進条例
- ◆ 国分寺市男女平等推進協議会設置規程
- ◆ 国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会設置要綱
- ◆ 国分寺市母子・女性緊急一時保護事業実施規則
- ◆ 国分寺市母子・女性緊急一時保護費支給規則
- ◆ 国分寺市配偶者からの暴力被害者同行支援事業等実施要綱
- ◆ 国分寺市女性等緊急一時保護施設(DVシェルター)運営費補助要綱
- ◆ 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等を受けている者に係る住民基本台帳の閲覧等の取扱いに関する要綱
- ◆ 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例

(2) 東京都

- ◆ 東京都男女平等参画基本条例
- ◆ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

(3) 国

- ◆ 男女共同参画社会基本法
- ◆ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
- ◆ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ◆ ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)
- ◆ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)
- ◆ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT法)
- ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)

3 国分寺市男女平等推進委員会委員名簿

氏 名	所 属 等	選出区分
富 永 順 子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
横 田 砂 恵 子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若 島 礼 子	国際ソロプチミスト国分寺	
青 木 智 子		2号委員 (公募市民)
富 本 蒼		
岡 部 正 行 (令和6年3月31日まで)		
田 中 英 之 (令和6年4月1日から)		
浅 野 幸 子 (令和6年3月31日まで)	減災と男女共同参画 研修推進 センター 共同代表	3号委員 (識見を有する者)
甲斐田 きよみ	文京学院大学准教授	
中 田 雅 久	弁護士	
花 田 茂 (令和6年3月31日まで)	国分寺市立第二中学校元校長	
橋 本 弥 記 (令和6年4月1日から)	国分寺市立第五小学校元校長	

4 国分寺市男女平等推進協議会・専門委員会委員名簿

(1)国分寺市男女平等推進協議会委員

役 職	氏 名
副市長(会長)	橋本 正之 (令和6年3月31日まで)
	塩野目 龍一 (令和6年4月1日から)
市民生活部長(副会長)	杉本 守啓
政策部長	沢柳 和彦
総務部長	伊藤 寿一 (令和6年3月31日まで)
	宮本 学 (令和6年4月1日から)
健康部長	鈴木 佳代 (令和6年3月31日まで)
	新井 宏伸 (令和6年4月1日から)
福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	宮本 学 (令和6年3月31日まで)
	石丸 明子 (令和6年4月1日から)
教育部長	可児 泰則 (令和6年3月31日まで)
	日高 久善 (令和6年4月1日から)

(2)国分寺市男女平等推進専門委員会委員

所 属	氏 名
政策部政策経営課	板垣 祐輔 (令和6年3月31日まで)
政策部公共施設マネジメント課	◎久保 崇徳 (令和6年3月31日まで)
総務部契約管財課	本郷 愛弓 (令和6年3月31日まで)
市民生活部市民課	○長船 智子 (令和6年3月31日まで)
市民生活部経済課	石川 美幸 (令和6年3月31日まで)
健康部地域共生推進課	松井 宗 (令和6年3月31日まで)
福祉部生活福祉課	石井 孝昌 (令和6年3月31日まで)
福祉部障害福祉課	市村 智美 (令和6年3月31日まで)
子ども家庭部子ども若者計画課	越野 淑恵 (令和6年3月31日まで)
子ども家庭部子ども子育て支援課	小倉 亜希 (令和6年3月31日まで)
教育部教育総務課	富永 菜月 (令和6年3月31日まで)
教育部学務課	松浦 穂里 (令和6年3月31日まで)
教育部学務課	音部 真友子 (令和6年3月31日まで)
教育部公民館課	氣仙 遥 (令和6年3月31日まで)
政策部市政戦略室	岩田 健司 (令和6年4月1日から)
政策部財政課	○佐々木 理絵子 (令和6年4月1日から)
総務部防災安全課	眞鍋 あずさ (令和6年4月1日から)
市民生活部市民課	成田 裕子 (令和6年4月1日から)
市民生活部協働コミュニティ課	堀田 恵里 (令和6年4月1日から)
健康部地域共生推進課	重田 晋作 (令和6年4月1日から)
福祉部生活福祉課	高橋 健太郎 (令和6年4月1日から)
福祉部高齢福祉課	清水 邦治 (令和6年4月1日から)
子ども家庭部保育幼稚園課	◎児玉 宏作 (令和6年4月1日から)
子ども家庭部子ども子育て支援課	新 大毅 (令和6年4月1日から)
教育部教育総務課	河合 然太 (令和6年4月1日から)
教育部社会教育課	東岡 明佳 (令和6年4月1日から)
教育部ふるさと文化財課	高橋 喜子 (令和6年4月1日から)
教育部図書館課	田中 美音 (令和6年4月1日から)

◎…委員長 ○…副委員長

5 第3次国分寺市男女平等推進行動計画策定の経過

年 月	内 容
令和5年12月	「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 調 査 対 象：市内在住の満18歳以上の男女各1,500人 調 査 方 法：郵送による配布・回収及びインターネット回答 有 効 回 収：1,000件（うちインターネットによる回答405件） 有効回収率：33.3%
令和6年3月	「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」公表
令和6年9月	「第3次国分寺市男女平等推進行動計画等策定」に関する市民ワークショップ開催
令和6年12月 ～令和7年1月	「第3次国分寺市男女平等推進行動計画(案)」パブリック・コメントの実施
令和7年2月	パブリック・コメントの意見考慮
令和7年3月	第3次国分寺市男女平等推進行動計画策定

6 国際婦人年以降の男女平等推進施策のあゆみ

年 次	国連等	国・都	国分寺市
1975年 (昭和50年)	○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」採択(6月) ○1976年～85年を「国連婦人の10年」と宣言(6月)	○総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」を設置(9月)	
1976年 (昭和51年)	○ILO事務局に「婦人労働問題担当室」を設置	○「民法」改正(離婚後婚氏統制制度の新設)(6月)	
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定(1月) ○「国立婦人教育会館」開設(10月)	
1978年 (昭和53年)		○東京都「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	
1979年 (昭和54年)	○国連総会「女子差別撤廃条約」採択(12月)	○東京都「婦人情報センター」開設(4月)	
1980年 (昭和55年)	○第2回世界会議(コペンハーゲン)で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択(7月)	○「民法」改正(配偶者の相続分改正、寄与分制度新設)(5月) ○「女子差別撤廃条約」署名(7月)	
1981年 (昭和56年)	○「女子差別撤廃条約」発効(9月)	○「国内行動計画後期重点目標」策定(5月) ○「母子福祉法」改正(6月)	○「国分寺市婦人行動計画」に関する請願、市議会採択(12月)
1982年 (昭和57年)			○「婦人問題事務連絡窓口」を企画財政部広報広聴課広聴係に設置(4月)
1983年 (昭和58年)		○東京都「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定(1月)	○「婦人問題懇談会」を設置(11月)
1984年 (昭和59年)		○改正「国籍法」成立(父系血統主義から父母両血統主義へ)(5月)	○「国分寺市婦人行動計画検討協議会」を設置(12月) ○「国分寺市婦人問題意識調査」実施(9月)
1985年 (昭和60年)	○第3回世界会議(ナイロビ)で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(7月)	○「国民年金法」改正(女性の年金権確立)(4月) ○「男女雇用機会均等法」成立(6月) ○「女子差別撤廃条約」批准(6月)	○「国分寺市婦人問題意識調査報告書」発行(8月) ○婦人行動計画検討協議会から答申「国分寺市における今後の婦人行動計画について」(12月)
1986年 (昭和61年)		○「男女雇用機会均等法」施行(4月)	○「婦人行動計画担当主幹」を企画財政部企画課に設置
1987年 (昭和62年)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(5月)	○「国分寺市婦人問題に関する意識・実態調査」実施(7月) ○「国分寺市婦人問題に関する意識・実態調査報告書」発行(8月)
1988年 (昭和63年)		○「労働基準法」の一部改正(労働時間の短縮)	○「国分寺市婦人行動計画」策定(2月)
1989年 (平成元年)	○国連総会で「児童の権利に関する条約」採択(11月)	○総理府「婦人の現状と施策」報告書第1回発表(3月)	○「国分寺市婦人行動計画推進委員会」を設置(1月)
1990年 (平成2年)	○国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回の見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(3月)		○「女性施策推進担当主幹」を市民生活部生活文化課に設置(7月)

年 次	国連等	国・都	国分寺市
1991年 (平成3年)		○「西暦2000年に向けての新国内 行動計画(第一次改定)」策定(5 月) ○「育児休業法」公布(5月)	○第1回こくぶんじ女性フォー ラム開催(2月) ○女性問題情報誌「こくぶんじの 女性」創刊(3月) ○「国分寺市女性行動計画推進委 員会」を設置
1992年 (平成4年)		○「育児休業法」施行(4月) ○「東京女性財団」設立(7月)	○「国分寺市女性問題に関する意 識・実態調査」実施(10月)
1993年 (平成5年)	○国連総会で「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」を採択(12 月)	○「パートタイム労働法」施行(12 月)	○「国分寺市女性問題に関する意 識・実態調査報告書」発行(3月)
1994年 (平成6年)	○国際人口・開発会議(カイロ)が 開催され、リプロダクティブ・ヘ ルス／ライツを含む新行動計画 を採択(9月)	○「児童の権利に関する条約」批准 ○総理府に「男女共同参画室」、 「男女共同参画審議会」を設置(6 月) ○「男女共同参画推進本部」発足 (7月)	○「女性施策推進室」を市民生活部 に設置(7月) ○「国分寺市立女性センター(愛 称：ライツこくぶんじ)」開設(11 月)
1995年 (平成7年)	○第4回世界女性会議(北京)で「北 京宣言」及び「行動綱領」を採択 (9月)	○「東京ウィメンズプラザ」開館 (11月)	○女性問題情報誌の名称を「ライ ツこくぶんじ」に変更(7月)
1996年 (平成8年)		○「優生保護法」改正(名称を「母体 保護法」へ)(6月) ○「男女共同参画2000年プラン」策 定(12月)	○女性行動計画推進委員会から答 申「国分寺市における第2次女 性行動計画の基本的な考え方と 施策のあり方について」(11月)
1997年 (平成9年)		○「男女共同参画審議会設置法」施 行(3月) ○「男女雇用機会均等法」「労働基 準法」「育児・介護休業法」改正 (6月)	
1998年 (平成10年)		○男女共同参画審議会「男女共同 参画社会基本法」答申(6月) ○東京都「男女が平等に参画する まち東京プラン」策定(3月)	○「国分寺市男女共同参画推進協 議会」を設置 ○「女性問題および女性の人権に 関する意識・実態調査」実施(9 月)
1999年 (平成11年)		○改正「男女雇用機会均等法」「労 働基準法」「育児・介護休業法」施 行(4月) ○「男女共同参画社会基本法」成 立・施行(6月)	○「女性問題および女性の人権に 関する意識・実態調査報告書」発 行(4月)
2000年 (平成12年)	○国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)で(北京行動綱 領の検証、政治宣言・成果文書) (6月)	○「東京都男女平等参画基本条例」 施行(3月) ○「ストーカー行為等規制法」施行 (11月) ○「男女共同参画基本計画」策定 (12月)	○「第2次国分寺市女性行動計画」 策定(8月)
2001年 (平成13年)		○内閣府に「男女共同参画会議」及 び「男女共同参画局」設置(1月) ○「DV防止法」施行(4月)	

年 次	国連等	国・都	国分寺市
2002年 (平成14年)		○改正「育児・介護休業法」施行(4月) ○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定(1月)	○国分寺市男女平等推進委員会より提言「男女平等推進条例の制定について」(2月) ○組織改正により「女性施策推進室」を「男女平等人権課」に改称
2003年 (平成15年)	○国連女子差別撤廃委員会による日本レポート審議、「最終コメント」(7月)	○「次世代育成支援対策推進法」施行(7月) ○「少子化社会対策基本法」成立(7月)	○国分寺市男女平等推進委員会より提言「国分寺市における今後のドメスティックバイオレンス対策について」 ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施(8月)
2004年 (平成16年)		○「性同一性障害者特例法」施行(7月) ○「DV防止法」改正(12月) ○内閣府「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針」策定	○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」発行(3月) ○男女平等推進条例の検討着手(7月)
2005年 (平成17年)	○国連「北京+10」閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)開催(2月)	○改正「育児・介護休業法」施行 ○「第2次男女共同参画基本計画」策定(12月)	○国分寺市児童育成計画(次世代育成支援対策地域行動計画)策定(3月) ○国分寺市男女平等推進委員会より提言「国分寺市女性行動計画のあり方について」(3月)
2006年 (平成18年)		○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(3月) ○「男女雇用機会均等法」改正(6月)	
2007年 (平成19年)		○「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2007」策定(3月) ○改正「男女雇用機会均等法」施行(4月) ○「パートタイム労働法」改正(5月) ○「DV防止法」改正(7月)	○「国分寺市男女平等推進条例」成立(3月) ○「国分寺市男女平等推進条例」施行(6月) ○「女性センター」を「男女平等推進センター」に名称変更(6月)
2008年 (平成20年)		○改正「DV防止法」施行(1月) ○改正「パートタイム労働法」施行(4月)	○「国分寺市男女平等推進行動計画」策定(5月)
2009年 (平成21年)	○国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第6次レポートに対する最終見解(7月) ○第1回女性に関するASEAN+3会合(11月)	○「育児・介護休業法」改正(7月)	
2010年 (平成22年)	○国連「北京+15」記念会合(第54回国連婦人の地位委員会)開催(3月)	○改正「育児・介護休業法」施行(6月)	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書(20年度実施状況)」公表(3月) ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施(9月)
2011年 (平成23年)	○UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関)発足 ○国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント(8月) ○上記に対する委員会のコメント(11月)		○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書(21年度実施状況)」公表(3月) ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」発行(10月) ○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書(22年度実施状況)」公表(11月)

年 次	国連等	国・都	国分寺市
2012年 (平成24年)		○「男女平等参画のための東京都行動計画」策定（3月） ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定（3月）	○「国分寺市男女平等推進行動計画中間見直し版」策定（4月） ○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（23年度実施状況）」公表（9月）
2013年 (平成25年)		○「DV防止法」改正（6月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（24年度実施状況）」公表（9月）
2014年 (平成26年)		○改正「DV防止法」施行（1月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（25年度実施状況）」公表（9月）
2015年 (平成27年)	○国連サミットで持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（17のゴールの1つにジェンダー平等を掲げる）（9月） ○国連「北京+20」（第59回国連女性地位委員会）開催（3月）	○「女性活躍推進法」成立（8月）施行（9月） ○「第4次男女共同参画基本計画」策定（12月）	○国分寺市男女平等推進委員会より答申「第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定に当たっての基本的な考え方」（3月） ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施（7月） ○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（26年度実施状況）」公表（9月） ○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査報告書」発行（11月）
2016年 (平成28年)	○第60回国連女性の地位委員会（3月） ○国連女子差別撤廃委員会が日本政府の第7回及び第8回報告に対する最終見解（3月）	○「東京都女性活躍推進白書」策定（2月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（27年度実施状況）」公表（10月）
2017年 (平成29年)	○第61回国連女性の地位委員会（3月）		○「国分寺市男女平等推進行動計画」策定（3月）
2018年 (平成30年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立施行（5月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（28年度実施状況）」公表（3月）
2019年 (令和元年)		○「女性活躍推進法」改正（6月） ○「DV防止法」改正（6月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（29年度実施状況）」公表（3月）
2020年 (令和2年)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合（3月）	○「第5次男女共同参画基本計画」策定（12月） ○改正「女性活躍推進法」施行（2月） ○改正「DV防止法」施行（1月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（30年度実施状況）」公表（2月）
2021年 (令和3年)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布施行（6月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（元年度実施状況）」公表（1月）
2022年 (令和4年)		○「困難女性支援法」成立（5月）	○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（2年度実施状況）」公表（3月）
2023年 (令和5年)		○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布施行（6月） ○改正「DV防止法」成立（5月）	○「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」実施（7月） ○「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書（3年度実施状況）」公表（12月）

第3次国分寺市男女平等推進行動計画

令和7年3月

国分寺市 市民生活部 人権平和課

〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

電話：042-312-8693

